

平成 19 年 8 月 21 日

於：ピアザ淡海 大会議室（3 階）

1 . 開会	岡村委員 長	<p>それでは、定刻を少し過ぎましたけれども、これより第 6 回 R D 最終処分場問題対策委員会を開催させていただきます。お暑いところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p>
	司会	<p>議事に入ります前に、まず会議の成立及び配付資料につきまして事務局から説明をお願いします。</p>
	司会	<p>皆さん、ご苦労さまでございます。</p>
	司会	<p>本日出席していただいております委員の皆さんは 17 名でございます。委員総数の半数を超えておりますので、R D 最終処分場問題対策委員会設置要綱第 5 条第 2 項に定めます当委員会の成立要件を満たしておりますことを報告させていただきます。</p>
	田村委員	<p>また、議事に入ります前に、委員に交代がございましたので、ご紹介いたします。地元住民として委員になっていただいております伊藤委員から辞任届が提出されました。後任としまして、新たに栗東市長さんの方から田村さんの推薦をいただくことになりまして、就任の承認をいただきましたので、今回から出席していただくことになりましたので、ご紹介いたします。田村さん、一言よろしくをお願いします。</p>
	田村委員	<p>どうも皆さんこんにちは。今ご紹介がありました栗東市の上砥山に在住しております田村隆光と申します。</p>
	田村委員	<p>私は、この R D 問題の当初から、いろんな方々と、住民の代表として来られているメンバーの方々と、この産廃問題には取り組ませていただきました。</p>
	田村委員	<p>また今回、伊藤さんの辞任ということでございますが、栗東市におきましては、栗東市推薦という 1 つの枠を議会が使わせていただいております。そのような状況で、この統一地方選挙によりまして交代が出ましたので、私が交代するということになりましたので、よろしくお願ひしたいと思いますし、ご了承いただきたいと思ひます。</p>
	田村委員	<p>残る部分としましては、5 回を経過した中での委員会への参加ですので、これまでの委員会の皆様のご討議を基本的に尊重しながらも、生活保全上に支障がある地域の方々の思いをしっかりとご理解いただきながら、その方たちの望むような解決ができるようなことができればと思ひますので、微力ながら力を尽くしていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
	司会	<p>ありがとうございました。</p>
	司会	<p>それでは、会議資料の確認をさせていただきます。まず、A 3 判の大きなものでございますけれども、処分場周辺の地質調査報告および処分場内の調査速報についてということで、資料 1 でございます。それから、支障除去対策工法比較検討というのが資料 2 でございます。その下に、参考資料としまして、これも A 3 判で 1、2 とございます。そのほか、資料 3、R D 最終処分場の掘削調査についてというのが A 4 判でございます。それから、委員提案資料という</p>

2. 議題
(1) 追加調査の中間報告について

ことで、早川委員、池田委員、梶山委員から提案いただいておりますRD処分場対策に関する提案という資料がA4判でホッチキスで幾つかとじてあります。そのほか、この対策委員会の名簿、RD最終処分場問題の解決に向けた県の対応方針、それから前回の第5回対策委員会の議事概要と議事録をつけてあります。それと、タイトルはございませんけれども、対策別のコストの積算、見積もりをつけてありますので、ご確認をいただきたいと思います。

早川委員 今ご説明のありました概要に間違いがあるので訂正願いたいんですが、よろしいでしょうか。

司会 第5回のですか。

早川委員 はい、そうです。3枚目ですが、下から11行目、私が発言した中に、水温が高いことが支障にならないとした理由を説明されたい、こんなことは言っておりません。議事録にもそのように書いてあるとおりです。魚がすめないということが支障にならないとした理由を説明されたいと私は発言しています。議事録をあわせて確認ください。

司会 再度議事録を確認しまして、今指摘がありましたところは修正させていただいて、再度お送りさせていただくということで対応させていただきたいと思います。

岡村委員長 ほかにはないでしょうか - -。

司会 特にないようでしたら、よろしく願い致します。

岡村委員長 では、またもしお気づきの点があれば、後でも結構でございますので、事務局の方にご指摘をお願いいたします。

それでは、これより対策委員会の議事に移らせていただきます。一応4時半を予定いたしておりますけれども、場合によっては5時ごろまで延長されるということをお含みおき願いたいと思います。ただ、5時を超えるということではできないかと思っておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

まず、議題(1)の追加調査の中間報告についてご審議をお願いいたします。これについては、専門部会で協議されておりますので、それを踏まえて事務局から簡潔に説明をお願いいたします。

谷本主査 資料1を説明させていただきます。第4回専門部会におきましては、平成19年7月10日までの資料を整理させていただきましたけれども、その後調査が進んでおりますので、今回の委員会につきましては、平成19年8月10日までの調査結果についてご報告させていただきます。

まず、資料につきましては、最初の1ページ目に調査結果と考察を記載させていただいておりますが、実際には図面等で説明させていただいた方がよりわかりやすいと思いますので、まず2ページ目からよろしくお願いいたします。

県では、予算の都合上、平成18年、19年という予算区分の中で調査を実施してまいりました。平成18年度調査につきましては、この図面の青色の丸印の部分、ボーリングを4カ所実施しました。平成19年度につきましては、処

分場内の 12 カ所のポイントについて、赤の三角印が廃棄物層を、赤の丸印につきましては処分場の火山灰が確認できるところまで掘進してボーリング調査を行っております。

3 ページに平面図が記載してありまして、ボーリングの調査結果として、この測線により切った断面を示しております。

4 ページをお願いいたします。これは、処分場の中心とありますが、一番長い部分、下の図面で申しますと赤のラインの部分の部分を切った断面でございます。

1 - 1 のボーリングにつきまして、Ks1 層と Ks2 層の間に明確な粘土層は存在しないことが確認されております。ここにつきましては、Ks1 層と Ks2 層が 1 つに合わさっていて、1 つの帯水層になっているということが判明いたしました。

ボーリング 1 - 1、4 - 1、4 - 2 で、特に 1 - 1 と 4 - 1 で顕著に火山灰層の上位に砂層が確認されましたので、この層を新たに Ks1' 帯水層と位置づけております。この Ks1' 帯水層は、処分場南東側、地下水の方向で申しますと上流側に当たる一部の部分にしか存在しないものと考えられます。断面図で言いますと、火山灰層が赤色で着色されておりまして、その上に今までの想定断面図では青色で粘土層をあらわしてありましたが、その間に Ks1' という形で砂層が存在するというふうな想定断面図に修正をさせていただいております。

ボーリング D - 2 は、旧地形の沢部に当たる箇所をボーリング調査いたしました。この箇所では、廃棄物層の下の旧の沢部に当たる部分に沖積層の粘土が確認されております。

市 No.1 のボーリングコアを、粒度に注目してコア観察を再度行ったところ、Kc2 層の下部に砂の優位な箇所がありましたので、この層もあわせて Ks1 層と修正をいたしております。

続きまして、5 ページをお願いします。この想定断面図は、県 No.3 を通りまして、先ほどの 1 - 1' ラインに直交する断面でございます。下の位置図で申しますと、この赤の着色ラインでございます。この断面方向では、地層の傾斜は、水平もしくはやや北東方向に傾斜しています。

No.3-1 のボーリングは、県 No.3 より若干山手の方向をボーリングしておりますので、県 No.3 で確認された沖積層は表面になく、表面より Kc3 の粘土層が確認されております。Ks1 層は、処分場西側の No.3-1 のボーリングで明確な砂層となっておりますが、処分場東側は砂まじり粘土や砂質粘土というふうに若干変化してっております。深掘り調査で確認された砂層は、地層の並びの関係から判断しますと、Ks3 の砂層ではないかと考えられます。

続きまして、6 ページをお願いします。この想定断面図は、県 No.4 を通り 1 - 1' ラインに直交する断面をあらわしています。処分場の地下水の流向方向で申しますと上流側に当たる部分でございます。

ここでは、Ks1' 帯水層が 4 - 1、4 - 2 で確認されました。当初粘土層と

して考えておりました県No.4、県No.2のコアをもう一度観察しましたところ、火山灰層の上位に砂の優位な箇所が確認されましたため、この部分につきましてもKs1'帯水層といたしました。しかし、処分場中央のD-2ではKs1'帯水層と考えられる砂層が存在しませんでしたので、Ks1'帯水層は途中で切れているものと考えられます。また、4-2ではKs1帯水層が確認されたので、直近の県No.2のコアを再確認しましたところ、砂の優位なところがございましたので、ここもKs1帯水層といたしました。先ほど申しましたが、D-2では廃棄物層の下の旧の沢部の沖積層が確認されております。

7ページから9ページにつきましては、今申し上げました変更点等を反映して、想定断面図を若干修正させていただいております。

10ページをお願いいたします。この想定断面図は、廃棄物調査用のボーリングE-4、D-3、C-1を通る断面です。廃棄物調査用のボーリングですので、廃棄物以深の地層につきましては、今まで説明いたしました各測線の地層の標高等をもとにして合成したものでございます。

E-4で、廃棄物層の下に砂層が確認されました。この砂層は、この断面図にもありますように、Ks2層ではないかと考えられます。このことから、現在確認されていますKs2層の汚染の原因の一つは、E-4付近でKs2層が直接廃棄物に接触しており、浸透水がKs2層に流れ込んでいるためだと考えられます。

地層構成につきましては、今回調査いたしましたKs1'帯水層が新たに確認されましたが、それ以外の部分につきましては大きく異なることはありませんでした。基本的には砂と粘土の互層構造となっており、鍵層となる火山灰層も想定される深度にあることが確認されております。

続きまして、11ページをお願いいたします。これは、各ボーリングコアを土の粒度 - - 土の粒の大きさを基準にあらわしたものでございます。一般には堆積柱状図と呼んでおります。帯水層の中にも、当然粘土層の中にもそんなんですけども、粒度がそれぞれ若干異なる配合になっているということが見ていただけたと思います。また、堆積柱状図の横に、過去に実施しました透水試験結果の透水試験深度と透水係数を記載しております。粒度の大きいところは透水係数が高い値となっているということがわかっていただけたと思います。

続きまして、13ページをお願いします。これは、平成18年度調査につきまして、測量をもう一度し直しております。まず、平面測量が必要だということでやり直しまして、あわせてボーリングの地盤高についてももう一度測量したものでございます。従来というのが今までボーリング柱状図で記載されていた地盤高さで、新規というのは、新たにもう一度測定しまして、一般に使われている標高であらわし直したものをここに記載しております。今後は、地下水の一斉測水等につきましては、この新しい標高を用いてそれぞれ高さ表記をさせていただきたいと思っております。

次に、一斉測水のデータもありますので、行かせていただきますと、地下

水の流向調査として、一番初めですと平成 19 年 4 月 16 日に観測井戸の水位をはかった結果をそれぞれあらわしています。水位は合計 5 回はかっております。その結果を次の 14 ページから 17 ページに図面上で落としてあらわしています。どの一斉測水結果につきましても、地下水の流向方向につきましては、南東方向から北西方向へ流れるという結果になっております。今後は、処分場直下の井戸が完成しておりますので、その箇所も測定し、もう少し水位コンターの精度を上げながら、地下水の流向について再考していきたいと考えております。

続きまして、18 ページをお願いします。この図面は、先ほどの一斉測水の結果からあらわされる水位コンターと単孔式の地下水流向流速結果を同時にあらわしたものです。単孔式の地下水流向流速結果では、一斉測水の結果と異なる方向をあらわすものもありました。専門部会では、地下水の流向につきましても、地下水一斉測水の結果のとおり、南東から北西方向へ流れており、単孔式の結果については、帯水層のその地点、その深度での水みちをあらわしているものではないかというふうな結論をいただいているところでございます。

続きまして、20 ページをお願いします。これは、浸透水の現地測定結果をあらわしたものです。電気伝導率と pH をはかりました。電気伝導率は、59～240 と比較的大きな値を示しております。pH につきましても、中性からややアルカリ性をあらわしております。

続きまして、21 ページをお願いします。これは、処分場周辺の井戸について、地下水の水質を分析した結果をあらわしております。

帯水層ごとにその特徴を若干説明させていただきますと、Ks1 層の水質は 3 - 1 で確認しておりますが、ヒ素、鉛、フッ素が全量分析の結果で検出されましたが、地下水の環境基準を超えるものではございませんでした。ヒ素と鉛は、ろ過後の分析では検出されていません。SS につきましても、ボーリング掘削時に採水作業をしておりますので、230mg/L と比較的大きな値を示しています。

次に、新たに確認されました Ks1' 帯水層の水でございます。この水は、4 - 1 のボーリングで採水を行いました。ヒ素、鉛、フッ素が全量分析の結果で検出されましたが、地下水の環境基準以下でございました。ヒ素、鉛は、ろ過後分析では確認されておられません。SS につきましても、先ほどと同様、ボーリング掘進時に採水をしておりますので、480mg/L と大きな値を示しております。

Ks2 層の水質についてでございます。ヒ素の全量分析とろ過後分析の結果、3 - 1、4 - 2 でそれぞれ確認され、3 - 1 につきましても全量分析とろ過後分析で環境基準値を超過しております。ホウ素は、3 - 1 のみで検出され、地下水の環境基準値を超えております。フッ素は、3 - 1、4 - 2 地点で検出されましたが、地下水の環境基準値以下でございました。SS につきましても、1～33mg/L という値を示しています。

次に、Ks1 と Ks2 帯水層が1つになっている帯水層の水についてでございます。ヒ素の全量分析及びろ過後分析の結果、1 - 1ではそれぞれヒ素が確認されております。4 - 1では何も確認されておりません。SSにつきましては、4 - 1で 100mg/L とやや大きい値を示しておりますが、その他につきましては7mg/L 程度でございました。なお、ダイオキシン類につきましては、現在分析をかけている最中でございます。分析結果が出次第、また報告させていただきます。

水質のまとめといたしまして、Ks1 帯水層及び Ks1' 帯水層の地下水につきましては、地下水の汚染は確認されておりません。Ks2 層につきましては、1 - 1、4 - 1、4 - 2については確認されておりません。ただし、3 - 1につきましては、ヒ素、ホウ素が地下水環境基準を超過しており、地下水汚染が確認されております。このことは、処分場の影響であるというふうに考えられます。今回の水質分析の結果、VOC 関係につきましては全く検出されてございません。COD につきましては、1 ~ 3 程度と非常に小さい値でございました。ただ、3 - 1につきましては28 と大きい値を示しております。平成 19 年度の地下水の採水を 8 月下旬に予定しております。最終的には、平成 19 年度の調査とあわせまして、もう一度評価をしていただきたいと思いますと考えております。

次のページをお願いします。これは、以前資料としてつけさせていただいておりますヘキサダイヤグラムに、新たにボーリングしました1 - 1、4 - 1、4 - 2、3 - 1のヘキサダイヤグラムを合わせたものでございます。4 - 2、1 - 1、4 - 1につきましては、以前とっている県 No.2 や県 No.4 のヘキサダイヤグラムと非常に似通った形をしております。3 - 1につきましては、栗東市の方で設置されております事前 No.2、事前 No.5、事前 No.4、それと市 No.10、あと事前 No.7 のヘキサダイヤグラムと似通った形を示しております。

次に、23 ページをお願いします。今回設置しました県の4 - 1の pH の推移を時系列であらわしたものでございます。4 - 1につきましては、アルカリがかなり高い値を示しておりましたので、確認されて以降、適宜 pH を測定いたしまして、その推移を今経過観察しているところでございます。データにつきましては、アルカリからやや中性に向かっているかなというふうなデータでございます。今後は、もう少し定期的に観測いたしまして、この推移についても結果が出次第ご報告させていただきたいと思っております。

24 ページ以降につきましては、ボーリング掘削中の孔内ガス測定と温度測定の結果をあらわしております。

廃棄物の種類と性状ですが、E - 3につきましては、洗車場の手前の部分、アスファルトをした部分を概ね 2 ~ 3 m 掘進しております。その結果、盛土内に廃棄物が点在する程度の廃棄物しか確認されておりません。調査で確認された廃棄物の主なものにつきましては、ガラス片、木片、プラスチック片、コンクリートがらが主体で、あとゴム片、金属片なども確認されております。

確認された廃棄物で特に異常なものにつきましては、D - 3のGL - 1~2mの間で焼却灰らしきものが確認されております。また、B - 4、D - 2につきましても、焼却灰らしきものが点在するような状態で確認されております。この廃棄物につきましては、現在焼却灰かどうかについて分析をしている最中でございます。次に、A - 2、B - 2、D - 3では、黒色の油らしきものが混入しており、臭気も強い状態でございます。これも、油分析等を現在している最中でございます。その他、B - 4、C - 3、E - 2についても臭気も強い状態でございます。

次に、孔内ガス調査の結果でございます。深度3mごとにガス調査を実施いたしました。調査結果は、12地点中9地点でメタンが検出されております。メタン濃度が高い箇所につきましては、A - 2、A - 3、C - 1、D - 3で爆発限界である5%を超える濃度の箇所もございました。また、B - 4、C - 3、D - 2で、作業上の作業中止基準濃度の3%を超える高い濃度を示す地点もございました。二酸化炭素は、12地点中8地点で検出されており、B - 3、B - 4、C - 3、D - 2で比較的高い濃度を示しております。アンモニアは、B - 3、C - 1、D - 3、E - 4で検出され、その濃度は2~52ppmでした。VOCは確認されておられません。硫化水素は、12地点中、C - 1の1地点で確認されました。また、D - 3において、観測井戸設置後、孔内測定で12ppmが検出されました。

次に、孔内温度測定結果でございます。これも、ガス測定とあわせて3mごとに実施しております。孔内温度につきましては18.1~32程度をあらわしており、定常地温の平均値19.6と比較しまして10程度高い値を示している箇所もございました。最も孔内温度が高い部分につきましては、C - 3のGL - 12mで32でした。C - 3につきましては、全体に比較的高い温度を示しております。あと、D - 3につきましては、18.1~24.4と比較的定常地温と近い値でございます。定常地温につきましては、専門部会の議論を踏まえまして、当初1地点でございましたけれども、4地点にふやして測定をしております。

もう1地点ですけれども、平成16年度調査において設置しましたH16 - 5の観測井戸について、孔内ガス測定及び孔内温度測定を実施しました。ガスは確認されておませんが、孔内温度は依然高い値を示しております。

以上でございます。

岡村委員
長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に対してご意見、ご質問があればお願いいたします。

梶山委員

大変膨大なデータで、なかなかついていけなかったんですが、今説明された方はどういう方でしょうか、失礼ですけれども。

谷本主査

身分でしょうか。

梶山委員

所属といたしますか。

谷本主査

最終処分場特別対策室の者です。

梶山委員 県の方ですか。

谷本主査 はい。

梶山委員 そうですか。どうも失礼しました。調査をされた応用地質の方かなと思ったものですから。

それで、どこまで地下水が汚染されているかという話なんですが、Ks2 層と Ks3 層は汚染されているという判断ですよ。

谷本主査 Ks2 層は汚染されている。Ks3 層も、当然その上の層ですので、汚染されていると考えております。

梶山委員 Ks1 層についてはどうお考えですか。

谷本主査 地下水の水質分析の結果からは、今のところ環境基準値を超えていない値を示しておりますので、汚染されていないと考えております。

梶山委員 地下水の環境基準値を超えていないという意味ですね。

谷本主査 そうです。

梶山委員 それで、21 ページのデータの見方を教えていただきたいんですが、21 ページの上の欄の表 - 4、地下水分析結果一覧表の中で、観測井戸 No.3-1 の Ks2 層というのがありますね。これは、COD は 2.8 じゃなくて 28 ですね。数字がちょっと読みにくいもので。

谷本主査 28 です。

梶山委員 何でこんなに高くなったかという見当はおつきになりますか。非常に高い値だと思うんですが。

谷本主査 見当はつきませんけれども……。

梶山委員 何か推測できることは、なければいけないで結構です。

その下の No.4-1 の Ks1' 層がありますね。Ks1' 層は、COD が 3.2 と、これは私自身は結構高いと思っているんですが、SS が 480 とすごく高いですね。これは、どうしてこんなに高くなったんでしょうか。

谷本主査 先ほども説明させていただいたと思うんですけども、ボーリング掘進中に採水をしておりますので、そのときの懸濁物質がまざったのだと考えております。

梶山委員 そうしますと、ほかのところはそういう影響はないんですか。

谷本主査 上にあります 230 につきましてもそういうデータです。あと、100 につきましてもそういうことです。

梶山委員 そうすると、SS が低いのは、ボーリング掘削中に採水していないと見ていいんですね。

谷本主査 それで結構です。

梶山委員 それから、ガス発生で VOC のことをおっしゃっていたと思うんですが、VOC のデータはどこに出ているんでしょうか。

谷本主査 地下水の VOC ですか。

梶山委員 いや、発生ガス。

谷本主査 発生ガスの VOC は……。

梶山委員 例えば、27 ページで見ると、VOC の値というのはどこに出ているんでし

よう。

谷本主査 この表でいきますと、T C E以降がV O Cです。

梶山委員 アンモニアの次からですか。

谷本主査 そうです。

梶山委員 T C Eからですか。

谷本主査 はい。

梶山委員 そうすると、本当の意味でのV O Cじゃないんですね。本当の意味というのは、いわゆるトータルで出たT V O Cをはかるという方法ではかっているのではなくて、個別にV O Cをはかっていったという意味ですね。

谷本主査 はい。

梶山委員 わかりました。

池田委員 今回の21 ページの水質のところの表 - 5 というのは説明がなかったように思うんですけども、Ks2 層のイオン類は結構高い濃度だと思うんです。これと先ほどのC O Dというのは微妙に関係があるのではないかと思ったりするんですけども、どうなんでしょうか。

中村主席 答えさせていただきます。

参事 今回出させていただきましたのは、分析させていただいたデータをそのまま出させていただいております。したがって、特に表 - 5 につきましては、ヘキサダイアグラムの方で若干示させていただいたということで、省かせていただいたということがございます。こういった値が出てきたということにつきましては、現時点ではまだ評価を加えておりません。

早川委員 中村さんが発言されたので、お答えを期待します。

第3回の処分場の対策委員会で、中村さんはこのようにおっしゃいました。私の質問からです。「夏までに、あそこの処分場の廃棄物量はどのくらいである、地下水はどういうふうに流れているということがはっきりわかるんですね」と私が質問しました。中村室長は「そのように考えております」と明言されております。地下水の流動については一定説明がありましたけれども、廃棄物量の説明がありませんでした。処分場の廃棄物量はどれほどだったんでしょうか。

中村主席 現在、真ん中の廃棄物層のボーリング調査等も終わりましたので、計算している最中ございまして、まとめ次第ご報告させていただこうと思いません。

参事

早川委員 まとめ次第というのは、もう夏なんですけれども、次回には必ずというふうに考えてよろしいですか。

中村主席 全体として若干おくられているのはまことに申しわけございませんが、今のところ8月中には何とか出したいということで作業を進めているということございまして、申しわけございません。

参事

當座委員 24 ページから、それぞれのボーリング地点でのガスの測定の記録が載っているわけなんですけれども、これは検知管と測定器を用いてのデータだと思うんです。この追加調査に入る前に、テトラバックでガスを採取して、G C マ

スできちっと分析していただきたいということをお願いしておいたんですけども、この測定をされた後、きちっとテトラバックで採取していただけるのでしょうか。

中村主席
参事 ボーリングの時点で、その都度その都度はかっていく必要があるということで、検知管を採用させていただいたということでございます。現時点では、検知管の能力で、こういったものがあるかといったことにつきましては、これではかかれたのではないかと考えております。

当座委員 この間、現場で地元住民への説明会がありました。そのときに、こんなふうにガスをはかるんですよと実際に見せていただいたんです。私はずっと現場で立ち会っているのですが、どんなふうに調査していただいているのかというのはわかるんですけども、説明会に来られた方たちが見てくださっていました。D - 3のところで、ここのデータには硫化水素が3mごとにはかかっていったときには出てこなかったはずなんですけれども、その説明会のときに測定していただいたら 15ppm 出てきました。当然、あけたまま検知管で測定していただいている、そのデータはそのデータとして大事に見ていけばいいと思うんですけども、本当にどういうガスがあるのかということで、きちっと密栓してガスをとっていただいて、GCマスで分析していただきたいと思うんですけども。

中村主席
参事 委員会の方で必要ということであれば、そのようなことも考えていこうと思いますが、現時点での概括といいますか、全体の処分場の状態につきまして、現時点ではこのデータでご判断いただければというふうに思っております。

早川委員 私もその 15ppm はかったのを目撃したんですけども、はかるときによって出たり出なかったりする理由を説明してください。

中村主席
参事 これは、あくまでもその時点でデータということで、埋立処分場の状況に応じて変わってくるものではないかなと思いますけれども、ちょっとそのあたりの評価までは今のところしておりません。

当座委員 県の方で、平成 12 年と 13 年に、ガスを吸引してテトラバックにとっていただいて分析していただいたことがあるんですけども、そのときにメタンもすごい量で出ていましたし、ベンゼンとかスチレンとか塩化ビニルモノマー、ジクロロメタンとかいうものも実際どれだけの量が出てきていたのかということが前のデータを見ていただいたらわかると思うんですけども、今回この追加調査をして、どういうものが処分場にあるのかということもはっきりさせていかないと、ガスについて対策をどうしていくというときに、やっぱりもう少し詳しいデータが必要じゃないかなと私は思うので、ぜひしていただきたいと思うんですけども。

中村主席
参事 委員会の方でそういうふうなことでしたら、必要に応じてさせていただくということとは可能だろうと思っております。

池田委員 ガスの測定は、今いみじくも言われたように、はかるときによって出たり出なかったりするということですよ。はかり方の精度はあると思うんです

けれども、そういう状態の中で、今の時点でいつまでガスを精緻にはかるのかというのは、対策工との関係で考えるべきだと思うんです。その対策をしながら、処理をしながら、はかるべきものははかっていく。

つまり、ここでこれだけ調査しても、翌日掘ればまた出るかもしれないという状態なので、はかり続けることは、お金がとめどなくあればいいですけども、そういうわけでもないでしょうから、うまいはかりぐあいというか、はかるタイミングというのを対策との関係で見ながらやっていかないと、切りがないと思うんです。後半の私どもの提案の中でもそのお話も出てくると思いますので、このデータをもとに、今度どこをいつはかった方がいいとかいう議論は、ちょっともったいないのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

梶山委員

基本的に池田さんの考えに賛成なんですけど、1つ気になるのは、ガスの濃度というよりもトータルの発生量ですね。トータルの発生量が把握できるようなデータなのかどうか。まさにガスのサンプリングの方法によるのだと思いますけれども、微量でも滞留していれば高濃度になるわけで、ガスのトータルの発生量が多いところから対策というのは重点的にやっていかなければいけないと思うんですが、その辺はどうやっているのかということです。

それから、先ほど検知管を使っているというお話があって、実は私びっくりしたんですが、もちろん検知管でいい場合も当然あるんですけども、検知管を使うのであれば、どの程度の定量下限値があるのか、あるいは検出下限値があるのか、それぐらいはやはり明らかにしていただきたいと思います。

中村主席
参事

発生量はどれくらいかということでございますが、現在そういった観点での調査はしておりませんので、あくまでもその時点時点での濃度評価というような形でごらんいただきたいと思います。

それから、検知管につきましては、そのあたりのデータを整理してご提示させていただきたいと思います。

島田委員

膨大な調査結果のご報告、ありがとうございました。

21 ページの地下水の分析結果を拝見しまして、一部環境基準を超過しているものもあるんですが、そうでないものも多いということと、それからこの処分場周辺の地下水環境基準を超えるようなものが一部検出されて、リスクが懸念されていること。この2つの事象の関係を今わかっている範囲でご説明いただければ幸いです。

中村主席
参事

21 ページの表 - 4 の中で、一番顕著な例は総水銀であるのかなと思っております。といいますのは、総水銀は、現時点での地下水調査におきますと、ろ過前後につきましては両方とも検出されないという状態でございます。ただ、この処分場から下流方向に経堂池という池があるんですが、まだそれより南の方で水銀が溶存体でも検出されているという状態がございまして、この問題につきましては栗東市さんの方でいろいろ検討をされていると聞いております。そのあたりの結果も聞かせていただきたいというところでございます。

それ以外のものにつきましても、例えば経堂池とRD処分場の間にシス - 1,2 - ジクロロエチレンを確認しております。県の調査ポイントでございますが、今回の場所についてはNDというふうなこともございまして、全体としてどこでどういうものが汚染として混入しているのか、総合的な目で見て判断していく必要があるんじゃないかと思っております。

岡村委員 余りここで時間をとっているわけにもいきませんので、まずこの調査速報
長 自体について……。

乾澤委員 栗東市の乾澤でございます。

今、水銀の話がございました。市の観測井 No.3、それと市の観測井 No.7 ということで、経堂池の下流域で検出されているところでございます。その辺については、今、市としましては、RD処分場の影響の可能性が高いという考え方であります。本日も朝から市の環境調査委員会がございまして、そういった中で議論をいただいたんですけども、現状としましては、処分場内の結果、それとまた近傍のバイパス工事における検査もこれから国の方でされるということでございますので、そういったものも見る中で、今後上流域等の調査を実施していきたいという考え方をいたしております。

それともう1点、市で新たに設置しました市の観測井 No.9 の近くで、No.9-1 という井戸を掘ったところでございます。そこがちょうど Ks1 層を対象とした井戸でございまして、そこで鉛が、全量でございまして、0.032mg/L を検出したということでございますので、Ks1 層の結果ということで、これも1つご報告とさせていただきたいと思っております。

梶山委員 鉛が Ks1 層で 0.032 mg/L 出たと。Ks1 層で汚染が観測されたのは初めてですか。

乾澤委員 今まで市としましては、Ks1 層、Ks2 層というところを第2帯水層ということで、トータルで検査をしてきました。今回、市の No.9-1 を Ks1 層を対象とした井戸ということで掘り直しましたので、この井戸については今回初めてでございます。7月30日に検査をいたしました。

梶山委員 そうすると、今まで Ks1 層と Ks2 層を混合した形のものを採水されていたということですか。

乾澤委員 市 No.9 というところで掘っていたんですけども、そこについては両方ともストレーナーを切っているという形になっておりました。

岡村委員 先ほど途中で話が途切れましたが、先ほど説明いただきました報告、
長 それから速報の内容についての質問はもうないでしょうか。

池田委員 この分析は、応用地質さんが分析もされているんでしょうか。分析機関が
明確になっていないんですけども。

中村主席 現在、委託事業の中で、応用地質の方に委託しております。ただ、計量証
参事 明事業としては、必ずしも応用地質でないということもありまして、エヌエス環境というところで分析していただいております。

岡村委員 内容自体についてはよろしいですか - - 。

長 では、先ほどの速報等を踏まえまして、調査が不十分であるとか、あるいは

はこういう調査をさらにすべきであるとか、具体的な点がございましたらお願いいたします。

横山委員 ご承知のように、今日の昼前に栗東の対策委員会をやりました。その中で特に言われたことだけをご報告しておきますけれども、一番大きく言われたのが、ドラム缶の量及び調査が不十分じゃないかということが住民の代表からすごく出まして、私が個人で別のところから聞いている段階でも、ドラム缶は1,000本を超える、それから今日の栗東の調査委員会でも3,000本だというような意見があって、これは両方不確認情報でございますが、現在まで出ているのが100本くらい、あとの900本近くはどこにあるんだということが物すごく言われております。したがって、ドラム缶の調査をしてほしいという意見が出ました。特に新しい問題としては、上からのレーダー分析をしてもらえないかという意見が出ましたので、ひとつお願いができればということで申し上げておきます。

岡村委員長 事務局の方、いかがでしょうか。

横山委員 地中レーダーをやってほしいという願望が多かったです。

中村主席 地中レーダーで、こういったものをどういう観点で調査できるんですか。

参事 ちょっと教えていただければ.....。

横山委員 上からレーダーをかけますと、地下水面より上であれば、例えば施設した土管とか、あるいは土のかたさの変化というところが全部反射として出てきますので、質の違うものがどんな形で埋まっているかということがわかるんです。

中村主席 あそこは処分場でございますので、以前も電磁探査、要は電気抵抗の中で調べてみることをやらせていただいたことがございました。ただ、先生今おっしゃったように、大きく変化するものが一定の層で存在していれば、恐らくこのあたりに何か、例えば水の層があるんじゃないかというふうなイメージはある程度わかるようですねけれども、その分につきましては、レーダー探査が埋立処分場で果たして可能なのかどうなのか、そのあたりをちょっと一回勉強させていただきたいと思っております。

横山委員 おっしゃるとおりです。要するに、質の違うものが入っていなければ反射してまいりませんので、ドラム缶の観点で言えば、仮にずっと並べて1層に入れたら必ず反射しますけれども、ばらばらと入れたらよくわかるとは言えません。

岡村委員長 では、今の点、事務局の方でご検討をお願いいたします。

梶山委員 ほかに具体的な問題点はございませんでしょうか。

梶山委員 後の対策工との関係で言えば、どのくらいの深さまで汚染されているかというのが一番問題になると思うんですが、その点について、Ks1層が本当に大丈夫なのか。先ほどのお話ですと、Ks1層まで汚れているというデータもあるようですし、その辺の調査が私今日拝見したデータではどこまで十分なのかよくわかりませんが、Ks1層まで果たして汚れているのかどうか、これは早急

に確認しておく必要があるのではないかと思います。

中村主席 参事 現在、埋立処分場の中で、地下水層まで掘っているポイントが幾つかございます。その中で、Ks1層をねらった部分もございますが、ちょっとまだデータがそろっておりませんので、次回にでもご報告させていただこうと思います。

横山委員 10ページの図を見ていただいたら、Ks1層とKs2層が左の方でつながっております。逆に言ったらKc2層がなくなっております。したがって、Ks1層が汚れているというか、汚染している可能性は高いわけで、その場合にどこが原因かというのがある程度見えてくると思っていたんですが、今中村さんがおっしゃったように、まだ一番大切な調査の結果が出ておりませんので、改めてコメントするべきかと思えます。

当座委員 60mメッシュを切って、処分場の中をボーリングしていただいたわけですがけれども、その中でE-3というのを廃棄物層を調べるために掘っていただいたところなんですけれども、ここは3mぐらいで廃棄物が出てこなくなったところで、このボーリングの仕方では廃棄物の状態が把握できないので、ちょっともったいないと思いますし、もう少し場所を変えていただいて、事務所の横の倉庫の前あたりにコンクリートを張ってあるところがあるんですけれども、あそこら辺に変なもの埋めたという話も聞いたことがありますので、ポイントを変えて、きちっと廃棄物を調べていただきたいと思えます。

中村主席 参事 ボーリングというよりも、後ほどご説明させていただこうと考えております処分場の掘削調査、これもまだどのあたりをというふうな話が出てまいりますので、その段階でご返答させていただければと思います。

当座委員 先ほど横山先生がドラム缶調査のことをおっしゃっていたんですけれども、私も2枚地図を持ってきました。従業員の方がどこに何を埋めたという形で、何人かの方が証言されて、ここにドラム缶を埋めましたと。1、2、3と、見づらくて申しわけないです。丸がしてあるところがそうなんですけれども、市道側のところで、この部分と、こちらにEと書いてあるんですけれども、ここで実際にドラム缶調査を県がしていただいて、ドラム缶が出てきたわけなんですけれども、平成17年の9月に、このドラム缶調査をするに当たって証言のあった、陳述書においてドラム缶が埋め立てられたとされる範囲、Eのほぼ中央に当たるところを掘削調査してくださったんです。そのときにドラム缶が出てきたということで、従業員の方が、ドラム缶だけじゃないんですけれども、今まで放射性物質が埋まっているんじゃないかということで心配して、調べてみたら廃トレだったわけなんですけれども、言っておられた場所に埋まっていたりとか、元従業員の方の証言でいろんなところを掘ってみたら、そういうものが出てきたという場所でもありますので、これは一部の従業員の方の証言をもとに大体場所を落としていただいたわけなんですけれども、そういうところを中心にドラム缶に関しては調べていただかないと、本当に全容がわからないんじゃないかなと思っています。

中村主席 それにつきましても、後ほどの最終処分場の掘削調査の段階でご説明させ

こちらでも前回同じような資料を出させていただいております。地下水につきましては、上の段にその物質のその地点での平均値、下の段に検出範囲を示させていただいております。Ks2層の地下水は、ヒ素、総水銀、鉛、ホウ素、シス-1,2-ジクロロエチレン、COD及びダイオキシン類が基準を超過しているということで整理させていただいております。ただ、ダイオキシン類につきましては、処分場南西側、県No.3の欄をごらんいただきたいんですが、そこで一番右端のダイオキシン類につきましては、県No.3の井戸がKs1層の水とKs2層の水の混合水であることから、今回18年度で実施いたしましたNo.3-1で現在ダイオキシン類を分析しております、その結果をもってダイオキシン類については判断させていただきたいと考えております。

次に、浸透水でございますけれども、浸透水の状況につきましては表1.2-3に書かせていただいております。この中で、浸透水に含まれる懸濁物質は難透水層または帯水層を構成する土粒子の極めて小さな間隙を通過することはできず、溶出して水に溶解した物質が地下水汚染を生じさせていると考えられることから、ろ液の結果から浸透水が地下水へ与える影響の程度を評価したいと考えています。

次に、4ページをお願いいたします。浸透水は、ろ液で見ますと、ヒ素、総水銀、鉛は基準以下でございます。全量分析で、ホウ素、フッ素、ベンゼン、COD及びダイオキシン類が基準を超過しているというふうな考え方をしている資料でございます。

表1.2-4は、今申し上げたところを整理した資料でございます。黒丸が基準超過項目というふうに見ていただきたいわけですが、浸透水につきましては、ホウ素、フッ素、ベンゼン、COD、ダイオキシン類、Ks2層の地下水につきましては、処分場の4区分においてまとめておりますけれども、ヒ素、総水銀、鉛、ホウ素、シス-1,2-ジクロロエチレン、CODが基準を超過しているというふうに整理させていただいております。ダイオキシン類につきましては、米印で示しておりますけれども、先ほど申しました3-1の結果を見て、改めて評価させていただきたいと考えております。

こういう形で地下水の汚染物質を整理した上で、次のページ以降、5ページは井戸の状況、6ページ、7ページは過去の分析の状況、8ページ、9ページはそれぞれの推移を整理させていただいております。

続きまして、11ページ、12ページでございます。こちらの方には、地下水がどの範囲まで下流に広がっているかを試算したものを添付させていただいております。

11ページで地下水流速を求めました。流速の算出方法につきましては、ダルシーの法則を用いております。処分場の地下水位の差は、No.1-1と県No.1で1.6m、その間の距離が320mですから、水位の勾配は0.005となります。透水係数は、第4回専門部会では、オーダーといたしまして 10^{-2} から 10^{-4} が過去の透水係数のデータでありますので、その中間値として 10^{-3} といたしておりますが、過去のデータをもう一度整理いたしまして、表1.2-6に示させ

ていただきますとおり、過去のデータがございますので、既往の透水試験の結果からもう一度試算をしてみました。県 No.3、市 No.10 では、帯水層に粒度の大きい部分があり、 10^{-2} オーダーですけれども、地下水の流動方向で言いますと下流側は主として細砂から中砂ということですから、表のアンダーラインの値を加重平均して透水係数を求めております。その結果は、 2.7×10^{-3} というふうに考えられます。この値をダルシーの法則に従いまして式に代入した結果、実流速は年 21m というふうに試算されました。

次に、移動距離でございます。次のページをお願いします。地下水中の有害物質の移動距離ということでございます。

、地下水の移動距離と有害物質の移動距離。RD 最終処分場は、昭和 54 年の開業以来、現時点で約 28 年間経過しております。前ページで試算しました地下水の実流速を用いまして、現在まで 28 年間で地下水が移動した距離といたしましては約 590m と推計されます。しかし、一般に地下水に溶け込んだ有害物質の移動速度は、地下水流動と有害物質が帯水層中の土粒子に吸着されること等による遅延効果により特徴づけられるとされています。このため、有害物質の移動距離は、遅延効果により地下水の移動距離よりも短いというふうに考えられております。

次に、地下水中の有害物質の移動距離に係る一般的知見。第 4 回専門部会では、中央環境審議会答申の資料をつけさせていただいております。有害物質の到達距離を抜粋した事例からは、相対的に揮発性有機化合物の到達距離が大きく、水銀、鉛は約 100m、陰イオンのヒ素、フッ素につきましては 200 ~ 400m 程度に達する事例があることがわかりました。土壤汚染対策法では、中央環境審議会答申に基づきまして、下の表 1.2-7 の値を、有害物質を含む地下水汚染が到達し得る範囲の参考値としているところでございます。

次に、当該地での有害物質の移動距離に係る検討ということで、前回の専門部会の中で、市 No.3、No.7 の水銀の地下水汚染が確認されていることについて、専門部会の方では、実際の Ks2 帯水層の土壌の吸着性等を考慮した検討が必要ではないかという意見が出されました。重金属については、陽イオン交換容量を測定し、移動距離を検討する。あと、VOC につきまして、TOC を測定し、移動距離を測定するというふうなものが提案されました。これにつきましては、今後それぞれの試験を実施いたしまして、実際この処分場で各物質について移動がどれくらいあったかについて検討していきたいと考えております。なお、ポイントにつきましては、処分場の地下水の上流側といたしまして No.1-1 を、処分場内の箇所といたしまして D - 2、C - 3 を、処分場の下流側といたしまして県 No.1 を測定のポイントと考えております。

なお、電気伝導率の結果は、RD 最終処分場より地下水流向上流の地点では当該測定値が低く、RD 最終処分場の周縁では高い結果になっております。市 No.3、No.7 といった下流側 200m 以上離れた地点では、その中間の値を示す結果となっております。市 No.3 や市 No.7 は、RD 処分場の影響を受けている可能性もあるのではないかと考えられます。このため、電気伝導率の測

定は引き続き継続していくことと考えております。

4) 支障除去に係る地下水の目標水質について。支障除去の目標水質は、周辺の地下水にあっては、環境基本法に基づき、汚染を除去し健全な地下水質の維持達成を図るため、地下水環境基準を達成することを目標としたいというふうに考えております。

岡村委員
長

ここで一回切った方がいいですか - -。

では、2部に分かれていますので、まず最初の今説明いただきました生活環境保全上の支障対象ということにつきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

梶山委員

幾つか大変疑問があるんですが、1つは地下水の流速なんですけど、私がかつて見たデータで、どのデータだったかは探さないとわからないんですが、1けたぐらい速い流速を報告している例があったと思うんですが、そういうのはなかったですか。私自身、そのデータを今手元で確認できないんですが、たしかN方向ではかったやつで、けたが違うやつ……。もちろん地下水層によって違うと思うんですが。

横山委員

市の調査でやったときは2つの方法がありまして、1つは多孔式でやったときと、もう1つは地層の層相から考えてどれだけかという両方の結果が一応計算されております。詳しいことは忘れてしまったけれども、数十cmから1.何mというようなオーダーだったと記憶しています。

梶山委員
乾澤委員

そのぐらいのデータを私見しています。

栗東市の市 No.6 のところでございますけれども、一番上流側でございますけれども、1日当たり1.45m ということでございます。

梶山委員

私が見たのも多分そのデータです。そういう意味で言うと、ここでおっしゃっているのはあくまでも一つのモデルであって、実際にはうんと速いところと遅いところがあるという目で見ると必要があると思います。

それから、物の移動距離ですが、これは私いろんな実例で、実際自分でやってみたことがあるんですが、SSのまま移動すると、有害物質でもかなり速く下に行ってしまうというのがいろんなケースでわかっています。そういう意味で言うと、吸着の問題をここで掲げられていて、この吸着の一般論はそのとおりだと思うんですが、実際には有害物質は早い時期にSSに吸着されてしまって、SSのまま移動する。SSのままですと、ほかのものと吸着性が余り変わらないで、かなり速い速度で下に行ってしまう。ですから、これもあくまでも目安程度の話ではないかと思えます。

その2点がちょっと気になったところでした。

中村主席
参事

先ほどの1.45mは、RD処分場の上流部1カ所で、これは横山先生の方でやられたことだと思うんですが、そこに塩を流して、距離2mのところから4本のボーリングを掘って、その移動距離等の中で計算されて、その平均的な値が1.45mだというふうに記憶しております。それは、そういった形での記録だろうと考えております。

それと、重金属の移動等につきましては、今回出させていただきますの

は、国の方の中央環境審議会のそういった考え方のもとでの資料を用意させていただいております。

もう1つは、逆に梶山先生にお伺いしたい部分があるんですが、今先生のおっしゃいました、SSと重金属がくっついて地下水層を流れていくというふうなイメージをお聞かせ願ったと思うんですが、現実問題、例えば 10^{-2} 、 10^{-3} といった砂層の場合、SSとくっついてそういったものが流れていくというふうに考えた方がいいんでしょうか。そのあたりを教えていただければありがたいんですが。

梶山委員

確かにおっしゃるような問題はありまして、地下水層の中でも比較的間隙率の高いところ、我々は水みちと言っていますけれども、多分そういうところから一気に抜けてしまうケースだろうと思うんですが、有害物質が非常に早く出てきてしまうというケースが実際我々が経験した中で幾つかあります。ですから、そういうメカニズムだろうと。

それから、水銀については、私自身実験したことがあるんですが、非常に微細なSSにすぐに吸着されてしまう。室温に置くと、30分ぐらいでほとんど99%吸着されてしまうというような結果がありまして、実際、イオンのままで移動するというよりも、ほとんどの場合、微細なSSの状態でも移動するだろうと見ています。ですから、その場合、地下水層の中で、それがまたさらにSSのまま吸着されていくのかどうかということについては実はよくわかっていない。私自身もよくわかっていないレベルです。

中村主席

ありがとうございました。

参事

当座委員

3ページの地下水のところ、右の方なんですけれども、県No.3のダイオキシン類は、3-1のKs2層単独での採水を実施していて、まだ結果が出てきていないからというふうに書いてあるんですけれども、前回の対策委員会で栗東市の方から出されたデータがあったと思うんです。事前観測井戸No.7が、ここもKs2層単独で採水して分析した結果、ダイオキシン類が1.4出てきていると。これは、どんなふうに評価されているんでしょうか。

中村主席

栗東市さん、済みません、事実関係についてちょっと教えていただきたいんですが。

参事

乾澤委員

今のNo.7につきましては、経堂池の下流というところでございますけれども、全体的には市としてはこの処分場による影響という考え方をしておりません。可能性が高いという考え方でございます。

中村主席

多分、栗東市さんの委員会の資料だと思うんですが、事前観測井戸No.7、全量分析で、観測は19年5月22日ですが、1.4という記録があるのは確認させていただきました。

参事

当座委員

前回の委員会でそういうのが出ていて、県としてNo.3-1の結果が出てこないという評価できないというのはいかがなものかなと思っているんです。県No.3のダイオキシン類に関しては、自然由来なのか処分場由来なのかという話で、県との話の中でずっとしてきたもので、今回事前No.7でKs2層で調べていた

だいてダイオキシン類が出てきたということは、私は3 - 1の結果を待たずに処分場由来と言えるんじゃないのかなと思っています。

それと、一番初めの生活環境保全上の支障、1ページのところの地下水なんですけれども、前回もお話しさせてもらったと思うんですけども、実際に処分場の近くで井戸を持っておられる方が、その井戸水を飲用に使えないと。ここでは「現在は飲用されていないと考えられる」ということで載っているんですけども、それは飲用しないでくださいと市、県の方から広報がなされて、使えないと。実際、生活環境保全上の支障が生じているということなので、地下水汚染の拡散による支障のおそれとありますけれども、ここで項目として地下水汚染ということも支障として挙げていただきたいと思います。

中村主席
参事

周辺の住民の方々に、R Dの地下水が流れ込んでいく可能性があるということで、これはR D問題が発生した当初、地下水調査を始めた時点でそういったお願いをしております。私どもといたしましては、地下水汚染がないという意味ではなしに、そこに住んでおられる方の別の手段がない場合、これはとんでもない話なのかもしれないんですが、それぞれにつきまして水道水等が基本的には整備されているというふうなことを確認させていただいた。決してそういったところが汚染されていないとかいったような考え方ではございません。

岡村委員
長
早川委員

ほかによろしいでしょうか。

これは猿田さんに聞いた方がいいのかもしれないんですけども、生活環境保全上の支障といったときには、自然環境のみを対象にしているのでしょうか。これは環境社会学では常識の議論なんですけれども、被害構造という考え方があります。つまり、これは水俣病なんかが典型例ですけども、水俣病が発生することによって、確かに身体的なさまざまな支障が生じました。しかし、それだけではなくて、家庭生活の不和が生まれたり、就職がうまくいかなかったり、あるいは解雇されたり、あるいはさまざまな人間関係上の支障というものも生じてきました。そのように被害というものは、実は身体的なものだけではなくて社会的なものも含むんだというのが環境社会学のもはや常識ですけども、そういったことは今の法体系の中では取り入れられていないと考えてよろしいのでしょうか。

猿田次長
(ワザバ)

本来私が答えるべきなのかどうかというのは甚だ疑問なんですけども、廃棄物処理法の中の生活環境保全上の支障というのは、行政処分の指針という環境省が出している通知文があるんですけども、その中で、社会環境も含めて生活環境保全上の支障というふうに考えて差し支えないですよという表現はされています。そのとおりです。ただし、それは措置命令をかけるときの支障の範囲という考え方です。支障を除去するというときの支障というのは、安全と安心のすみ分けをしています。支障の除去というのは安全です。措置命令の対象となるのは安心の方です。ですから、安全を担保しましょうとい

	<p>うのが支障の除去の考え方です。要するに、行政処分として、行為者に対して措置命令をかけて、社会環境的な支障も含めて除去しなさいよという命令ができるという規定がございますので、その規定に使うときの生活環境保全上の支障というのは社会学的な支障だというふうにとらえていまして、最終的に公費を使って代執行するときの支障と行政命令としてかけるべきときの支障というのは、実は法律上は切り分けをしているという実態がございます。</p>
早川委員	<p>そうなりますと、ここの表 1.1-1、RD 処分場を原因として想定される生活環境保全上の支障のとはどういうものですか、山仲部長。</p>
山仲部長	<p>基本的には、今日昨年度のペーパーをあえてお配りしておりますけれども、県の対応方針という文書ですが、これに基づいて昨年度から県は対応していると。この委員会もそういう趣旨のもとですから、まさに今猿田さんに言っていただいたように、支障の除去を代執行を前提にしてやろうということなので、そこは切り分けられている部分であるというふうに考えております。</p>
早川委員	<p>となりますと、措置命令をかけるときには社会環境も含めた支障というものが入るという話でしたよね。ここに入っていないのはどういうわけですか。</p>
山仲部長	<p>ですから、これは措置命令の議論のための委員会ではなしに - - だからこれを示したんですけどね。措置命令の委員会ではなしに、手続上は措置命令をかけますけれども、具体的に対策工をやっていこうということについては、この文書の最後にも書いていますけれども、前回は申し上げましたが、8、財源の確保、これを前提にして今作業を進めているわけです、実務的な仕事なので。これは今さら議論されるような話ではないと思うんですが、あえてこの文書をお示しして、議論が出てくるかと思ってつけさせていただきます。猿田さんの議論と合っていると思います。</p>
猿田次長 (ワザバ)	<p>私の表現で誤解をされるとまずいのでお話をしておきますが、今回私が県の方から聞いているのは、安全という立場に立って、安全を担保するための支障を除去するために、その支障は何なのか、どうしたら除去できるのかという論点で聞いている話であって、社会的にどうなのかということも含めて今回議論しているという意味で、私は安全ということでお話をして、それはどうやったら一番コスト的に安くて、なおかつ安全が担保できるのかというのを皆さんで議論いただいているというふうに私は理解をしているんですけれども。</p>
梶山委員	<p>その問題はいつも裁判所で激しく論争していることですので、一言あれなんですけど、猿田さんがおっしゃるのは、あくまでも僕は建前論だと思うんです。現場は全然違うので、現場は基本的に環境基準だけで切り捨ててしまう。環境基準を超えているか超えていないかと。そういう意味で言うと、私自身の考え、あるいは通常の民事訴訟の考え方とかなり違うところがありまして、簡単に言えば、コントロールデータよりも経年的に悪化していれば、それは何らかの対策を立てるべきだと、それが本当の意味の安全だろうと僕は考えていますけれども、今の国のレベルというのははっきり言ってそこまでいっていない。基本的には、現場では環境基準でもって切り捨ててしまっ</p>

岡村委員
長

悪化していても、本来その地下水ではあり得ないような数字でも、例えば硝酸性窒素、亜硝酸性窒素だと 10 という大変高い環境基準を設定していますが、あんなものでも通ってしまう。項目によっては、環境基準で見てもいけない、もっと厳しく見なければいけないものがあると私自身は思っています。
よろしいでしょうか - -。

それでは、会場が随分よく冷えておりますので、一たんここで休憩いたしまして、3時10分から再開いたします。

(休憩)

岡村委員
長

それでは、再開させていただきます。

議題(2)支障除去対策工についての2.支障除去対策工法の比較検討であります。事務局から説明をお願いいたします。

谷本主査

説明させていただきます。

支障除去対策工法の比較検討ということで、左側に今回対策工法を選定する上で行いました作業のフローを提示させていただいております。環境省告示第104号につきましては、法文中でア、イ、ウの方法が掲載されております。アにつきましては掘削及び除去、イにつきましては原位置での浄化処理、ウにつきましては原位置覆土等となっております。それぞれの方法の中には複数の工法がございまして、今回RD処分場で考えられる生活環境保全上の支障、先ほど見ていただきました から を考慮しながら、当該地での施工要件等を勘案して1次選定を行っております。選定の内容につきましては、RD処分場において適用可能な支障除去の方法の選定及び施工可能な具体的な工法の抽出を1次選定で行っております。次に、2次選定につきましては、選定の内容といたしまして、安全性、周辺環境への影響、適切な実施期間、経済性、このような観点の中で比較表をつくらせていただきました。

13ページの右側につきましては、告示104号の内容について記載させていただいておりますが、前回の委員会でご説明しておりますので、省略させていただきます。

次のページをお願いします。下の表2.3-1は、環境省告示104号に示された支障除去の方法を基本として、具体的な工法を調べ、RD最終処分場への適用可能な対策工法の抽出を行った表でございます。

14ページの右側ですけれども、まず1次選定の中で、ア.掘削及び処理の方法につきましては、この表で見てもわかりますとおり、廃棄物をすべてなくしてしまうということですので、の焼却灰の飛散防止を除いて、から の支障につきましてはすべて適用可能ということでございます。

次に、2)のイ.原位置での浄化処理の工法選定ですけれども、の西側法面の崩壊防止につきましては、法面勾配の安定化もしくは覆土という2つの工法をこの中から絞り込んだ形で1次選定を終えております。廃棄物の飛散・流出による支障のおそれにつきましては、土質系覆土、シート系覆土、キャッピングという3つの工法を抽出しております。

次のページをお願いします。地下水汚染の拡散による支障のおそれにつきましては、遮水壁、バリア井戸を工法として抽出しております。処分場内の硫化水素等ガスが発生している支障のおそれにつきましては、空気孔設置と集ガス・ガス処理施設の設置という2つの工法を抽出しております。焼却灰の飛散による支障のおそれにつきましては、焼却灰を落とす、焼却灰を覆うという2つの方法があり、焼却炉の老朽化の程度を踏まえながら適切な工法を選定していくというふうに考えております。

告示 104 号のウ・原位置覆土等の工法の選定につきましては、この工法は現在の R D 最終処分場の支障から勘案しますと採用できないものと考えられますので、工法比較の中からは省略しております。

抽出しました工法の概要につきましては、それぞれ記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、16 ページ以降に2次選定のフローを記載しております。対策工法の2次選定検討、ア・掘削及び処理の工法選定。工法の概要につきましては、特定産業廃棄物及びこれに起因して汚染されている土壌等を周辺環境に影響を及ぼさないように掘削し、必要に応じて掘削された場所を汚染されていない土壌等により埋める方法であるということ、まず掘り起こすということにつきましては同じなんですけれども、その廃棄物をどのように分別するかということについて若干検討を加えております。検討結果からは、処分費が安くなる、分別処理の2次分別まで行うというふうなことで、今回費用の方をはじかせていただいております。

次に、工事中の地下水汚染への対応といたしましては、地下水汚染の拡散の継続進行が考えられますので、周辺に遮水壁を設置することとしております。あと、掘削除去による浸透水の悪化等が考えられますので、浸透水を揚水して水処理を行うというふうな補助工を考えております。

次のページをお願いします。この箱の中が、前回の専門部会では記載せず、今回の委員会の中で新たに追加させていただいた項目でございます。(3) 工期。工期は、40 万 m³ の掘削を行うということで、掘削重機、分別機械、搬出ダンプ等の施工重機のセット台数で決定されると考えております。

分別機械等が1セットの場合には、工期が12年間かかります。この場合、掘削ヤード、分別処理ヤードが問題なく区画の中に設定できますので、処分場内ですべて賄えると考えております。分別処理ヤードには、廃棄物の飛散を防止するために大型テントを設置し、テント内で作業を行うというふうなことを考えております。

次に、分別処理機を3セットにして工期を4年間に短縮した場合のバーチャートを下の方に記載しております。分別機械が3セットの場合の問題点といたしましては、遮水壁工事の工期を短縮するために、地下水汚染対応のための遮水壁工事の重機を4セットにするというふうに考えておまして、周辺環境に対して重機の騒音等で影響を与える可能性があると考えております。また、3セットにした場合は、当然搬送ダンプが3倍になりますので、

日当たり 162 台程度見込まれております。現状の R D 処分場の市道及び県道の状況から勘案しまして、工事台数がふえることにより交通渋滞があり、周辺生活環境に影響を及ぼすおそれがあると考えられます。次に、処分場内外の工事ヤードの確保ということで、分別処理機械を 3 セットにするために、分別処理ヤードが概ね 9,000m² 必要になります。掘削工事と並行して分別作業を行うために、場内での工事車両の往来が困難となり、処分場の外に分別処理ヤードが必要になる可能性があると考えられます。

次に、この方法の一般的な課題といたしましては、掘削及び処理の場合、掘削した廃棄物の処分先の確保が前提条件として挙げられます。工事期間が長期になるため、掘削工事の支障の発生が懸念されます。掘削工事を起因として、2 次的な支障が発生することが考えられます。廃棄物の巻き上がり、浸透水の水質悪化による水処理施設の能力低下、廃棄物の掘削により有害ガスが発生して周りに放散するというおそれが考えられる。既存建築物及び工作物等への対応が必要と考えます。これは、処分場に現在ありますガス化溶融炉の附属建築物の建屋、あと事務所等の建築物及び焼却炉等を考えております。

次のページをお願いします。イ．原位置での浄化処理の工法選定。先ほど 1 次選定で抽出しましたそれぞれの支障に対して二、三の工法を抽出しておりますが、今回は、次のページにある理由によりまして、それぞれ 1 つの支障に対して 1 つの工法というふうに変定をいたしました。ただし、地下水汚染の拡散による支障のおそれにつきましては、根幹をなす工法でございますので、この部分につきましては 2 つをそのまま挙げさせていただいております。

もう一度整理したものを読み上げますと、法面崩壊による支障のおそれにつきましては、法面勾配の安定化をするというふうに変定させていただきました。廃棄物の飛散・流出による支障のおそれにつきましては、シート系覆土で覆うというふうに変定いたしました。地下水汚染の拡散による支障のおそれにつきましては、全周遮水壁、バリア井戸の 2 つの工法を挙げております。処分場内での硫化水素等ガスが発生している支障のおそれにつきましては、集ガス＋ガス処理施設ということで整理いたしました。焼却炉内の焼却灰の飛散による支障のおそれにつきましては、焼却炉の洗浄というふうなことで整理させていただきました。

次に、20 ページをお願いします。20 ページに、地下水汚染の拡散防止について、全周遮水壁をした場合の概要図とその特徴等を整理させていただいております。工法の概要につきましては、処分場の全周を遮水壁で囲むことにより、処分場外への地下水汚染の拡散防止を図る工法であり、確実性が高く実績も多いということでございます。

(2) 対策工法の効果的な実施につきましては、各支障に対して効果的で合理的な対策工を施すが、5 つの支障の緊急性、重要性を踏まえて、優先度を検討する必要があると考えております。対策工事は、健康リスクにかかわ

る地下水汚染の拡散や焼却灰の飛散の支障項目を優先して行うというふうに考えておりました、そのような形でバーチャートを作成いたしました。

工期につきましては、右の方に記載しておりますとおり、遮水壁の工事を優先工種として、より早く地下水汚染の拡散を防止するということを考えております。他の工種も、場合によりましては並行工事が可能であるため、全体的な工期はもう少し短縮できるものと考えております。

課題でございます。) 遮水壁工事にかかわる重機稼働による周辺環境への影響ということで、遮水壁工事に大型重機を使用するため、騒音、振動等の発生が懸念されます。工事によっては、排泥が多量に発生し、その処理、処分が必要となります。遮水壁の設置位置は、廃棄物が存在しない処分場の周囲に築造されることになるため、遮水壁施工重機の走行位置によっては、周辺の土地権利者との協議が必要になることが考えられます。

) 遮水性能の確保。遮水壁施工には種々の工法があるが、遮水性能が確保できる手法の選択が重要である。遮水性能とは、壁全体の連続性、施工精度、均質な壁体等により確保されるものと考えております。

) 遮水壁外側の周辺地下水の浄化効果。廃棄物の範囲を明確にし、適正な遮水壁設置範囲の確定が前提条件となります。一般には、周辺の地下水汚染は上流からの地下水による希釈効果によって自然浄化されます。しかしながら、自然浄化が促進されず、支障除去の目標達成に懸念が生じた場合は、汚染エリアに揚水井戸等を設置し浄化を促進させ、目標を達成させるための対応策を検討する必要があると考えております。工事期間は、モニタリングによる地下水の水質監視と浄化達成の評価が必要となります。

次のページをお願いします。バリア井戸でございます。こちらにつきましては、先ほどと同じような項目立てで整理をさせていただいております、工事概要につきましては、地下水の下流側にバリア井戸を設置することにより、処分場外への地下水汚染の拡散防止を図る工法である。遮水壁と同様、実績は多いというふうになっております。

次に、対策工法の効果的な実施。これは当然、先ほどの全周遮水壁と同じように、まず健康リスクを考え、地下水汚染の拡散や焼却灰の飛散防止を考えた支障から優先させていくというふうに整理させていただいております。

工期につきましては、バリア井戸の設置の場合は概ね2年程度の工期でまずは完了するであろうと考えております。

次に、課題でございます。) バリア井戸の确实性。バリア井戸設置に関しては、廃棄物の範囲及び当該地の地下水流動方向を明確に把握しておく必要が当然でございます。バリア井戸の揚水量は事前に水収支を行い、適正な井戸配置及び処理量の設計、管理が必要となります。異常な豪雨などにより、Ks2層への地下水量が計画揚水量を上回る場合は、汚染地下水が外に漏れ出すおそれがあると考えられます。

) バリア井戸の維持管理。掘削除去工や遮水壁工と異なり、取水及び水処理施設の維持管理が長期間になるとともに、ランニングコストも当然多額

になります。揚水施設、処理施設の能力低下、停止のリスクは常にあり、他の2つに比較して、対策工の完了後も地下水汚染の拡散リスクは残ります。

）周辺地下水の浄化効果の確認。こちらは、先ほどの全周遮水壁と同じようなことを記載させていただいておりまして、バリア井戸の浄化促進効果の評価のため、工事期間中にモニタリングによりその浄化効果の確認が必要である。周辺地下水汚染の浄化が促進されず、支障除去の目標達成に懸念が生じた場合は、汚染エリアにバリア井戸を増設して浄化を促進させる必要があると考えております。

以上のことを考えたそれぞれの工法について、その概算費用等を整理したものを23ページに記載させていただいております。

ア．掘削及び処理の中で、廃棄物全量撤去と良質土で置きかえて焼却灰は洗浄するというような方法を選定した場合には、イニシャルコストといたしまして237億円、ランニングコストといたしまして年間概ね2,800万円程度かかるというふうな試算をいたしました。

次に、全周に遮水壁を設けて、安定勾配に切り直し、浸透水の取水井戸を設けて水処理を行い、ガス処理を行って、焼却灰を洗浄した場合には、イニシャルコストが概ね40億円、ランニングコストが3,500万円程度かかるというふうに試算しております。

もう一つ、バリア井戸を設置いたしまして、全周遮水壁と同じようなものを行った場合には、イニシャルコストが15億6,000円、ランニングコストが6,600万円程度かかるというふうに試算しております。

22ページに戻っていただけますでしょうか。4)支障を除去する方法を選定する上で考慮すべき一般事項ということで、今後ご議論いただきたいところなんですけれども、その項目を箇条書きで挙げさせていただいております。見出しについてのみ説明させていただきますと、まず工事中の安全性等についてどのように確保していくのかというのを検討していただきたい。周辺環境への影響についてご考慮いただきたいと考えています。適切な実施時間といたしまして、当然汚染を早期に防止するというのが第一義的なお話になると思いますので、この辺についても議論いただきたい。当然、多大なお金を投資するわけですので、経済性についてもご検討いただきたいと考えております。

次に、24ページでございます。今後の対策委員会での審議についてということで、今後の一つの検討フローを示させていただいております。今後につきましては、現在行っております追加調査の結果を踏まえて、生活環境保全上の支障を確認し、効果的で合理的な支障除去対策工法を検討するというふうな形で考えておりまして、24ページの右の方にそのフローを示させていただいております。今回の第6回対策委員会では比較検討書を提示させていただきました。その後、現在行っております追加調査の結果をもとにいたしまして、生活環境保全上の支障を整理し、確定をしていただきたい。それに伴い、それぞれの支障除去対策工法の選定を行いまして、その評価項目といた

しましては、周辺環境への影響、工事期間、安全性、経済性、あとリスクコミュニケーションというものを勘案しながら、効果的で合理的な支障除去対策工法を決定していただきたいと考えております。

以上でございます。

岡村委員
長

どうもありがとうございました。

対策工法として、原位置覆土等の案は適切ではないということで、これを支持される方もいないと思いますので、これは除きまして、それから今日1日で全部議論をすることは到底不可能だと思いますので、今後とも議論を進めるとということで、まず質問、ご意見等をお願いしたいと思います。したがって、今日1日で全部議論をし尽くすことはあり得ませんので、後の方で少し時間の余裕をとりたいと思っていますので、お願いいたします。どなたからでも結構でございます。

横山委員

確認でございますけれども、このフローが環境省告示第 104 号から始まっていますね。その環境省告示第 104 号というのは、支障除去等に係る効率、事業期間、事業に要する費用の面から最も合理的に考えるということでございます。国の立場としてはそのとおりだと私は思いますが、地域の行政として考えると、どう考えても住民や周辺の市民たちの目が入っていない、そう私は思っております。現在の対策委員会は、国の方針の支障除去ができればいいという対策委員会であるという判断をしておりますが、それによろしゅうございましょうか。

上田室長

今日お配りいたしました対応方針の中に、どういう取り組みを進めますと書いております。その中に、2枚目をめくっていただきたいんですが、RD社が経営破綻した厳しい事態を受けて、廃棄物処理法の趣旨に基づいて対応策を策定するために、次の取り組みを行うということで、1つは科学的、専門的な知見を踏まえる。そして、透明性を確保し、地域住民の皆さんとの信頼関係の確保や、栗東市を初め関係機関との連携、協調のもとに進めますと。そういう大ぐくりの中で、(2)で対策委員会を設置し検討していくという位置づけになっております。取り組みについてはそういうことでございます。

横山委員

ということは、要するに、今日の議論のフローチャートの最初が環境省告示 104 号から始まっていますので、その前に県の方針があって、そこをまずやるというふうに考えたら……

上田室長

今、13ページの左側の資料に基づいておっしゃっているわけですね。

横山委員

そうです。

上田室長

実は、これにつきましては、対策工の案をつくるということであれば、資料の24ページの方をごらんいただきたいんですが、基本的にはこの24ページの絵の中で、生活環境保全上の支障の整理を何だということで決定した上で、それに対する支障除去対策工法の選定をしていくと、それは数案出しながらしていくと、これが本筋のフローでございます。この支障除去対策工法の比較検討をする上では、まずどういうものかということをお示しする中で、

環境省告示で示されているものはこういうものですかということの枠というんですか、生活環境保全上の支障をまだ整理していない段階で、どう出そうかなということで実は事務局で悩んでおりまして、それだったら、この環境省告示にそういうものがあるので、そういうものと生活環境保全上の支障をにらみながら一遍つくってみようかなという思いのものでございまして、基本は24ページの生活環境保全上の整理を今までの現状把握とか追加調査もしていく中で決定した上で、対策工法を検討して、そして、ここに書いていますけれども、対策工法A、B、C、D、いろいろあるかもしれませんが、そういうものを検討した上で、最終的にどれがよいかということで、この対策委員会の方でご審議していただければいいというふうに思っております。

横山委員

わかりました。私は住民ではございませんけれども、栗東市の対策委員会の長をやっている関係で、今のことが非常に気になりまして、さっきの議論で言えば、安全と安心の両方を押さえてこの対策委員会が進んでいただくとように願っていますので、今上田さんがおっしゃったように、その点について忘れないようにしていただきたいと思います。

當座委員

住民の立場として、この生活環境保全上の支障の中に私はやっぱり入れていただきたいというのは、先ほどの地下水汚染でも言いましたけれども、どうして地下水汚染、浸透水が汚染されているのか、そのもとになるものは何なのかと。あそこの処分場は安定4品目だけなんです。それ以外の有害物があそこに埋められているから、浸透水が汚染され、地下水が汚染されているわけです。その有害物を除去するという言葉一つないというのは、先ほど支障の除去ということで安全ということをここでやっていくというお話を聞かせてもらって、私たちとすれば、やっぱり有害物を取り除いていただいて初めて安全という、あそこは安定型処分場なんだということだと思えますし、安心して暮らせるということだと思えますので、今、ずっとというか、生活環境保全上の支障の中に、県の方に幾ら意見を言っても、地下水汚染ということも、汚染はされているとわかっていますと言いながら、そういう言葉が入れていただけない。この対策委員会って一体何なのかなと、私は住民としてここに参加させていただいていてそんなふうに思います。

木村委員

同じ意見でございます。やはり汚染の原因物の除去というものが、ここで示されている3つの中のアの部分を除いては、イ、ウについては全く感じられない。したがって、ここで将来議論するのであれば、アの部分をどう具体化していくかということに絞り込んだ上であれば、私は地域から出ている委員として議論に参加していけると思います。

梶山委員

基本的に今のご意見に賛成で、今お話ししていただいたことについてご質問したいことはいろいろあるんですが、1つの前提として、今日私も3名の連名で提案書というのを出してあります。これは密接に関係するので、それをちょっとご説明させていただきながら、同時に質問もさせていただきたいと……

岡村委員

できれば、この後に時間をとりますので。

長
梶山委員
岡村委員
長
梶山委員

ただ、質問事項とかなり絡むものですから。
できれば切り離して……。

それでしたら、ちょっと簡単に幾つか伺いたいんですが、遮水壁の信頼性と実績も多いというお話がありましたが、この遮水壁とおっしゃるのは、具体的にどういう遮水壁を指していらっしゃるのでしょうか。

谷本主査
今、梶山先生の方からご指摘がありましたように、遮水壁につきましてはいろんな工法、手法等がございます。今回想定しておりますのは、金銭面での工法でよろしいでしょうか。

梶山委員
要するに、先ほど実績も多い、信頼できるとおっしゃっていたそういう遮水壁です。それで具体的にどういう遮水壁を想定されているかということです。

谷本主査
今、積算上考えておりますのは、ソイルセメントによる遮水壁です。

梶山委員
ソイルセメントを考えているということですね。

谷本主査
はい。

梶山委員
それから、焼却灰洗浄というお話がありましたが、焼却炉の中に存在する焼却灰あるいはばいじんはどういう処理をされると考えておられるんですか。

上田室長
先ほどの説明の中で、焼却灰に含まれているダイオキシン類の除去という考え方をしております、今ダイオキシン類の調査をしております、恐らく出てくるだろうと。そういう意味でございまして、単に焼却灰という意味ではございません。今ダイオキシン類の調査をしております、その除去という考え方でございます。

梶山委員
私が伺いたいのは、その焼却灰というのは、まさに埋められている焼却灰という意味ですか。それとも、焼却炉がありますよね、解体されないで、あそこに存在している。その中にこびりついている、あるいはその中に存在している焼却灰も含めてのお話なんでしょうか。

上田室長
ここで申し上げますのは、焼却炉が相当老朽化しておりますし、損壊し、焼却灰等が飛散し、そういうおそれに対して生活環境保全上の支障を除くという考え方をしております。ただ、焼却灰が今回の追加調査の中でも出てきておりますし、そういうことについてどういう形で考えていくかというのは、この追加調査の結果の中で、もしくは掘削調査の中で、この対策委員会の中でご審議いただければいいかなと思っております。

といたしますのは、先ほど木村委員と當座委員のお話の中で、有害物を除去する案がないじゃないかということでおしかりを受けたんですが、私も、前々回ぐらいに、他府県でこういうふうな事例をやっていますよということの紹介も対策委員会で説明をさせていただいたと思います。このア、イというのは、一つの大きな枠の中でこういうものがありますよということでお示しをしたわけございまして、他府県でもっといろんなことをやっている事

例についても対策委員会の方でご案内させていただいていると思いますし、例えば今おっしゃったように、焼却灰があって、その中を調べてみたらダイオキシン類がぼんぼん出てくるということであれば、またご審議いただいた中で、それは除去する必要があるじゃないかというふうなことの検討もしていただく必要がある。そういう中で、このフロー図の中では、まずボーリング調査結果と掘削調査結果を待った中で支障の整理をして、今は今までの調査の中でわかる一定の支障の整理をしているんですが、追加調査をした、もしくは掘削調査をした上で、支障というのは何だという議論をしていただくことになると思います。その中でどう対応するかという案を今後検討していただきたいと、こういうふうに思っております。

梶山委員　　そうしますと、焼却炉の解体撤去の話はこの中に全然入っていないですよ。それは度外視しているということですか。

上田室長　　焼却炉につきましては、生活環境保全上の支障の中で、炉内の焼却灰の飛散による支障ということで、資料の中には、対策工の概要の中に書いておりますので、焼却炉の焼却灰は入っています。

梶山委員　　そうすると、焼却炉は解体撤去して、その上でこの作業をやるということですか。

上田室長　　ダイオキシン類の有無を確認した上で、その支障を除去する対策を考えるということになります。

梶山委員　　ですから、焼却炉はどうするんですか。

上田室長　　それは前回のときに、解体したら全体の……。要するに、支障を除去するという方法と解体するという方法は少し違いますね。それはまた対策委員会の中で議論していただければ結構だと思います。

梶山委員　　焼却炉の解体については、この中には触れられていないと見ていいわけですね。

上田室長　　この中とおっしゃいますと。

梶山委員　　今日いただいた……。

上田室長　　その中には、例えば比較検討のまとめの中に、焼却灰洗浄除去ということで経費の試算をしております。

梶山委員　　それは、焼却炉の中の焼却灰やばいじんをかき出すという意味ですか。

谷本主査　　焼却炉に付着している焼却灰とかばいじんを高圧洗浄いたしまして、その出てきた水を適正に処理するというふうな形で経費を計上しております。

梶山委員　　そういう考えで書かれているということですか。

谷本主査　　はい。

梶山委員　　それから、それはまた後で伺いますが、17 ページの右側の四角で囲まれている部分に、遮水壁の施工重機の増加（4セット）とありますが、遮水壁の施工重機というのは具体的に……。これは、最初に遮水壁を全部やってしまうという趣旨でしょう。そうすると、遮水壁の施工重機の増加がなぜ工期の短縮につながるのかというのがよくわからないんですが。

谷本主査　　もう一度お願いできますでしょうか。

梶山委員 17ページの右側のところに、分別処理機が3セットの場合の課題とあって、その下に遮水壁の施工重機の増加というのがありますね。これは、順序としては全周遮水壁を最初にやるわけですね。

谷本主査 そうです。

梶山委員 遮水壁の施工重機というのは、遮水壁をつくる期間だけ短縮されるという意味ですか。

谷本主査 まず、4年間でやる上では、全周遮水壁をする場合に、RDは一応四角形と考えますと4辺ございますね。工期が12年の方では、施工重機を2セット用意いたしまして、4辺をそれぞれの重機で2辺ずつ施工するというふうな形で、約1年ちょっとの工期を算出していると。4年で施工する場合には、当然かなり圧縮することになりますので、全周遮水壁を施工する重機につきましても4セット持ってきまして、それぞれ1辺ずつ施工するというふうなことを考えているということでございます。

梶山委員 そうすると、ここで遮水壁の施工重機の増加による期間の短縮というのは半年程度と見ていいわけですね。

谷本主査 バーチャートに示しているとおり、半年程度です。

梶山委員 そうすると、ここで主に工期が短縮されるのは分別処理機の数ということですね。

谷本主査 ということで説明させていただいたつもりなんですけれども、説明が下手でしたら申しわけございません。

梶山委員 その場合、掘削用の重機というのはどこに入ってくるんですか。

谷本主査 どこに入ってくるとおっしゃるのは……。

梶山委員 要するに、この中で掘削用の重機の数というのは4年の場合も12年の場合も変わらないんですか。

谷本主査 ですから、その掘削重機と分別処理機械と搬出用のトラックを合わせた重機のセット台数ということで考えております。

梶山委員 分別処理機というのは、具体的にどういうものですか。例えば、ドラム缶が出てきたとかそういう場合は、やっぱりみんな同じように処理できるんですか。

中村主席 具体的にどういった分別をすることによってより効果的な方法がとれるかというようなところまではまだできておりません。といいますのは、持って行き先、例えば焼却できるもの、できないもので分ける方法もあるでしょうし、どういった形で分別するのがより効果的だという段階で考えていく話なのかなということで、具体的な分別処理機はどれということまではまだこの中では示させていただいていないということでございます。

梶山委員 それはそれで、確かにそうだと思います。アバウトな話ということで見えていいわけですね。

それから、全量撤去の場合にはモニタリングは考えていないのかな。コストの試算のところモニタリング(14年)というのがありますが、これはどこの地点の何のモニタリングを指しているんですか。

谷本主査 モニタリングにつきましては、この試算のペーパーがございますね。これの3枚目の表のところに、積算といいますか、内訳根拠をつけさせていただいておりますけれども、あくまでも概算でありますし、対策工法等によってポイント、頻度等が変わってくる可能性もございますので、あくまで1月100万円程度計上させていただいているというふうな形でモニタリング経費を計上させていただいております。

梶山委員 そうすると、モニタリングも、1カ所1月100万円という、そのぐらいのアバウトな計算でやっておられるということによろしいんですか。

谷本主査 1カ所ではなくて、1月100万円程度です。

梶山委員 1月1カ所100万円と。

谷本主査 1カ所ではなく、箇所数は、今回のものでは未定といいますか、決まっておりますけれども。

梶山委員 単価として聞いているんです。もちろん箇所数は違うでしょうけれども、1カ所につき1月100万円と。だから、それが5カ所になると1月500万円という計算の方法ですね。

谷本主査 トータルですね。ここで細かい議論をされるのはどうかと思うんですけども……。

梶山委員 細かい議論というか、要するにアバウトでいいんですが、アバウトでどういった方法で計算しているのかということだけ伺っているわけで。

谷本主査 この内訳を見ていただきますと、浸透水の採水につきましては5つの井戸を考えておりますし、地下水につきましては14の井戸を考えていると。それを年4回行うということで試算して、1月当たりの単価といいますか、12カ月で割り戻しているというふうな形で積算をさせていただいております。

梶山委員 そうすると、年4回だと、それを12で割ってしまうわけですね、1月当たりにするときに。

谷本主査 そういう形です。

梶山委員 わかりました。あとは、また後ほど伺いたいと思います。

早川委員 24ページ、先ほどの山仲部長と猿田さんに質問した延長上の質問になってしまうんですが、この対策委員会が第6回で、その後に生活環境保全上の支障の整理（確定）というのがあるわけですから、今後これは確定するわけですね。その中に、非常に具体的な話なんですけれども、例えば、今子供たちは夏休みですけれども、あそこに虫とりに行っただけではいけないよ、あそこには行かない方がいいよというような注意を子供たちにはしています。それから、遮水壁の問題に関しても、地元でさまざまな意見があります。いつかは遮水壁というのは壊れてしまう、あるいは漏れてしまうわけだから、いつか栗東の水は危ないよねと、そういう不安の声が聞こえます。こういう子供にしなくてもいいような注意を与えたり、常に不安を抱えて生きていくということは、生活環境保全上の支障という、これは日常的な感覚では当然ながらあるんですが、ここで言う生活環境保全上の支障の中に含まれると考えてよろしいでしょうか。

山仲部長

含まれるとも言えますし、含まれないとも言えると思います。というのは、先ほどから申し上げているように、今どういう形で問題が生じているのか。その問題というのは、生活環境保全上の支障なわけです。先ほど木村さんたちがおっしゃったのは、私ももっともだと思います。原因を除けば、それはいいと。すべての社会問題というのは歴史、経緯を背負っていますから、さかのぼればいいわけで、廃棄物の問題というのは、そのものが存在しますから、分解するものは別として、全部除けばいいんですが、除いてもどこかへ持っていくということなので、社会的に対応するのは、問題が生じていれば、問題をなくす、除去すると。ですから、廃掃法の取り決めは、先ほども猿田さんに言ってもらったように、その枠組みで考えるのであれば、問題を除去するということであって、物を除去すれば問題を除去する場合がありますけれども、別の問題が生じるかもわからない。ですから、いいかどうかは別として、今回乗っているレールは、昨年度から生活環境保全上の支障というのを明らかにして、安全レベルの問題を明らかにして、それをきちっと取り除こうということですから、当然、今早川先生がおっしゃったように、廃棄物処分場であったところが問題がない廃棄物処分場になるということからすると、普通に子供たちが行っていいですよという話とはならない。当然、道路に面した家は、毎日出るときには車に気をつけて出ましようというのと同じレベルの通常の日常レベルへ戻っても、やはり何らかの課題は抱えているというふうに思っておりますから、冒頭申し上げたように、どのレベルで問題解決のスコーピングをするかによって支障、安心というのは違ってくるだろうと思います。

早川委員

非常にわかりにくいんですが、滋賀県行政としての覚悟がどの程度なのかということをお聞きしたかったわけで、この問題解決に向けた県の対応方針の中にあるところの地域住民の皆さんとの信頼関係の確保という内実ですね、その点をもう少し真剣に考える必要があるのではないかと思います。これ以上言ってもしょうがないと思いますから、内実の議論として、少なくとも私は、生活環境保全上の支障として、先ほど申し上げました住民感覚というものを大事にして、支障を除去する方法を選択すべきだと考えています。

島田委員

2点質問させてください。

資料の23ページなんですけれども、1点目は、今の段階での科学的知見で、このような大きく3種類の対策工法案というものが出てきているわけなんですけれども、後ほどの議題で、資料3ということで、掘削調査というようなことが出てきますが、この結果次第で、例えば1カ所に集中してドラム缶等が発見されて、その一部の撤去、すなわちアですね、プラス、その後のイというようなオプション、要するに組み合わせですね。そういうようなことは制度的あるいは技術的に可能なかどうか、その点が1点目の質問です。

2点目は、ちょっと細かいんですが、水処理施設の中身がフッ素ホウ素処理施設で、これはイオン交換法ということですが、例えば先ほどの資料1でヒ素が検出されていますが、ヒ素もこの処理装置で取れるのか、あるいは取

れなければ追加的な費用がかかるのか、その点について教えてください。

以上です。

上田室長

追加調査の関連で、例えばイの遮水と掘削というのは重ね合わさることがあるのかというご質問だと思うんですが、例えば今現在シス - 1,2 - ジクロロエチレンが出ておまして、これは廃液であると。廃液は、ある1カ所のところに入っていたというふうな情報があります。そうすると、その場所を探して、そこを取ってしまいますと、そのもとが取れて、後、水処理施設の運転期間が短くて済むとか、根元が取れるとかいうふうな効果、それから法律的には、特定有害産業廃棄物が分析の結果出てくる、その場合はどうすべきかという議論をしていただく。もう1つは、この地域の中で、あそこにドラム缶が入っているということは皆さんご存じです。そういうものはどうすればよいのかという議論もこの場でしていただく中で、当然アとかイの合わせというんですか、そういうものも考えていく必要があるものと思っております。

中村主席
参事

2つ目のフッ素ホウ素対応処理施設、水処理施設の関係でございます。現在も水処理施設はございます。ちょっと評判は悪いところはあるんですけども、凝集沈殿をし、砂ろ過をかけ、それから活性炭処理してやっているという処理施設でございますが、こういったものをベースとしながらも、さらにフッ素、ホウ素も対応できる処理施設という意味合いでございます。凝集沈殿等を当然かませますので、ご指摘のヒ素等については、基本的には重金属等については対応できると考えております。

横山委員

市の対策委員会が出る意見としては、最終的に孫子のためにも絶対安全だと言えるためには全量撤去しかないという意見が全面的に出てまいります。私は住民でないんですけども、住民の方々の言うことは皆そのことばかりなので、それにまつわっているいろいろ考えていかないと、なかなか栗東市や住民との連携とか協力がしにくくなるなということを思います。

田村委員

お話を聞かせてもらっているんですが、基本的に生活環境上の支障という部分は、やはり行政の方と住民側とはちょっと認識が違うと思います。そこを統一しないことには、なかなか対策案という部分でお互い了解したものができないんじゃないかなと思うんですが、認識が違うという部分では、いろんな方の意見が出ましたけれども、まず安心と安全の部分だと思います。行政としては、安全であるものにしていきたいという大前提があるわけですが、住民としては、やはり安全があって、そしてそれが継続されることによって安心があるというのが大前提だと思うんです。住民側の安心というのは、自分が生活する上で、近くにそういう危険なものがないというのが安全であり安心なんです。ところが、行政の - - 部長もそうですが - - 話を聞いていると、安全と言われますが、基本的には基準値以下であるから安全という部分で、住民はあるかないかなんですよ。ところが、行政はどうしても以下か以上かという部分で判断される。その辺の認識がやはり住民とずれている部分じゃないかなと思います。

この間、新潟の柏崎市で地震によって原発の事故がありましたが、あそこの近辺に住まわれている方は、原発は安全だというふうに言われて住まわれていると思うんですが、決して安心ではないと思うんです。ですから、私は今滋賀県の栗東に住んでおりますが、不謹慎ですが、柏崎市にある原発は安全だというふうに聞いておりますが、あの事故が起こったことによって不安になったかといいますと、あそこの住民の方々よりははるかにレベルの低い、安心度は低いと思うんです。そういった意味で言うと、そこに住む住民の方なのか住民じゃないのかという部分では、随分安心という認識が違ってくると思うんです。だから、やはりそこに住んでおられる方は安全と安心を両方持ったものでないといけないというふうに私は感じました。

そういう状況の中で、そこにある不安というのが将来につながるわけですから、今出された、これからも幾つか対策案は出されると思いますが、この対策が将来的に安心できるものなのかということを考えてときに、先ほど早川先生の方から言われましたように、例えば子供たちが入ったらいかにんというような状況があるとしたら、危険なものがやっぱりそこにあるわけですよ。最終的にそこが安全で安心に利活用できるような対策をとらないことには、あそこにはだれも入れないというような状況になってしまうんです。それでは近隣住民 - - 特にあそこは北尾団地がありますが、近隣住民の方は依然として、安全かもしれませんが、安心という生活環境上の支障は取り除かれないということになるわけですから、やはりそこでは行政と住民側の安全と安心という生活環境上の支障についての認識を1つにしないことには、どの対策をとってもなかなか一致を見ないんじゃないかなと思っているので、その辺を含めた中で検討いただければと思います。

岡村委員長

この問題は、議論を続けていてもなかなか結論の出ない問題だと思います。今後の調査結果等に照らして、具体的にいろいろ問題を考えていかななくてはいいけませんので……。

山仲部長

ちょっと一言だけ。

県も、当然安心があって初めて安全だと思っていますから、安心が最終目標だと思っています。決して住民の方々の思いと違ってないと思っています。ただ、現実問題として、例えば時間の問題だとか、廃棄物を持っていく場所が本当にあるかどうかとか、そういう具体的な問題も検討いただくということで出しているのであって、問題を取り除くのが課題であって、物を取り除くのは課題でないというふうには全く思っておりません。ですから、今フルレンジで出ささせていただいて、皆さん方が多様な観点からご議論いただいたらいいと思っていますし、最終的にはやっぱり安心だと思っています。

ただ、あそこはもともと安定型の処分場であったわけですし、そこへ子供たちが安心していつでも入れるという状態に持っていくのか、とりあえずは適正な処分場であった状態へ持っていくのか。今私たちが思っているのは、当面あそこがだれでも入れる土地になると。もともとだれでも入れる土地じゃなかったわけですよ、最初に昭和54年に始まったときから廃棄物処分場

(3)
委員からの提案資料について
「RD
処分場対策に関する提案」

岡村委員長

として位置づけられていたわけですから。ですから、最終的にどこへ持っていかといえ、とりあえずは適正な処分場へ持っていくというのが目標かなと思っています。今、田村さんがおっしゃっていただいたように、あその今お住まいのところが安心安全というのは当然だと思うんですが、あの処分場の中にフリーに入って、どの場所でもというような状態の土地の形状に持っていけるかどうかという、それは当面、今作業を進めている目標ではないだろうと思っています。これはまたご議論いただければいいと思っていますけれども、今の作業はそういう前提で行っているというふうに思っています。

ということで、今日のところは頭出しの議論ということで、この点についてはこれぐらいにしたいと思います。

それでは、今日は早川委員ほか2人の委員の方からRD処分場対策に関する提案というのが出ておりますので、これについて、どなたが代表していただくのかわかりませんが、趣旨、提案内容等の説明をお願いいたします。

梶山委員

では、梶山からざっと説明させていただいて、後、早川先生や池田さんの方から補足していただければと思います。対策工以外のことも若干含まれておりますので、それはごく簡単にお話ししたいと思います。

まず、1ページのところで、緊急課題を優先されたいと。これは、対策工に関する議論にこれから入るということで、特に今日は申し上げることはありません。

それから、その下に書いたのは、県が作成されてここに出されている資料というのは、基本的には応用地質の方で全部つくられているのだろうと私も思っております。もしそれが違っていたらまた別問題なんです。こういう場合に、やはり突っ込んだ質問、それから根拠を伺う場合にぜひ必要ですので、応用地質の担当者にこれからの会議も含めて出席をしていただきたいということが2点目です。

それから、コストについては、今日いただいた資料、これはこれでありがたいんですが、モニタリングコストが不明です。これだけではよくわからない。水処理コストも不明です。ですから、これは改めてどういうことをもうちょっと教えてほしいということを出したいと思っています。

それから、2ページのところの下に、先決問題で、土地所有権の問題を書きましたが、私どもが聞いているところだと、県はこのRD処分場の土地を所有するつもりがないと。本当にそうなのかどうかはよくわかりませんが、ただ、長期にわたって、場合によっては10年を超えるスパンでここに公費をつぎ込んで対策工をするということになりますと、当然この土地所有権を県が所有する。それから、その対策工が終わって、いずれ使用可能になる - - ずっと先の話だと思いますが、そういう場合にも、やはり県が大金をつぎ込んで、もちろん県のお金だけじゃありませんが、そういう形でやるのであれば、当然県が土地所有権を取得するという形でやるのが筋ではないか。そ

れから、公金の使い方としても、そこに疑問が残らないだろうというふう
に考えております。この辺は、後でお答えいただければと思います。

それで、R D処分場の問題につきましては、私が知る限りにおいては、当
初における県の対応がはっきり言えば大変悪かったと。ああいう安定型処分
場であるにもかかわらず、安定5品目以外のものが大量に入っていると。こ
れは間違いないところで、しかも限度を超えてたくさん積み上げてしまっ
た。そうしますと、県の責任をやはり明確にした上で対策工も考えるべきだ
し、あるいは特措法を超える部分についても県が責任を負うべきかどうかと
いう議論もしなくてはいけないのではないかと考えています。

それから、3から下が対策工法ですが、これは現時点ではかなり大ざっぱ
なものです。大ざっぱなものです。今日拝見した資料の中で、もう少し具
体化できるかなという部分と、それから今日拝見した資料についての質問も
兼ねて申し上げたいと思っています。

私どもの提案としましては、全量撤去が大原則だということです。全量撤
去として、まず緊急対策として、全周について、これは約960mになるん
ですかね。いただいた資料で見ると960mでいいのかなと思いますが、960m
について、まず全周について遮水壁を設置すると。

なぜ全量撤去かという問題なんですが、これはいろいろ今までお話が出て
きましたけれども、全量撤去以外の方法ですと、地中遮水壁、ソイルセメン
トというお話がありましたが、これは私はそんなに長期的に信用できるもの
だとは思っておりません。事例としまして、現在私どもが裁判をやっている
のが1つあるんですが、1つ資料をつけさせていただいたのが龍ヶ崎地方塵
芥処理組合と。これがそうなんですが、これは我々全量撤去を求めて裁判を
起こしていたら、裁判中に、要するに覆土と周辺のソイルセメントでもって
やってしまった。つまり、全量撤去ではなくて安上がりの方でやった。今、
保全対策が終わった後、既に2年ぐらいたっているんですが、かなりダイオ
キシン類その他が周辺の地下水に漏れ出しているというのがわかっておりま
して、今そのデータ開示を求めているところですが、どんな遮水壁について
も必ず欠陥はある。長期的に安心できるものではない。しかも、モニタリ
ングを半永久的にやらなくてはいけないということが我々の認識でありまし
て、それを考えると、将来の禍根を絶つ。トータルのコストとしても、長期
モニタリングがある意味ではどこかで切れるという意味で言うと、決してそ
れほど高くつく方法ではないだろうと。基本的に全量撤去をやるべきだとい
うのが大前提です。

それで、緊急対策としての遮水壁工法ですが、これについても先ほどソイ
ルセメントというお話がありました。ただ、いただいた資料の中でちょっと
気になるのは、23ページのところで、全量撤去の場合とイの方法ですね。ア
が全量撤去で、イが原位置での浄化処理とあって、全量撤去の場合には鉛直
遮水壁が仮設と書いてあって、イの原位置での浄化処理の方が本設という位
置づけだと思いますが、私どもは全量撤去の場合でも遮水壁はしっかりした

ものをつくらなくてはいけないだろうと。少なくとも全量撤去までに10年以上かかるということを考えると、仮設という言い方はちょっと理解できない。同じものを考えていらっしやるということであれば、それはそれでいいと思います。深さとしては40mというのが一応の数字として出ていますが、これはもちろん実際の施工に当たって再検討されるべきでしょうけれども、深さの目安としては多分40mと。先ほどの議論の続きで、どの深さまで現実に汚染されているのか、地下水流動はどうなっているのかということとの関係だと思えます。

それから、先ほどのご説明に関する質問も兼ねるんですが、全量撤去の場合に、当然ブロックに分けて撤去していくという方法をとると思うんですが、雨水対策をどうされるのかということが1つよくわからない。要するに、全量撤去中には浸透水が攪拌されて大変悪い水が出る。これは当然そうだと思うんですけども、その場合、雨水をどうやって排除するのか。

我々の考えですと、例えば全体を10ブロックに分けるとすると、9ブロックは全部アスファルトで覆ってしまう。施工中の1ブロックだけは開口して、そこでの浸透水はくみ上げて処理するか、あるいは産業廃棄物としてローリーでもってくみ上げて処理する。これは、ブロックの面積にもよるし、浸透水の量にもよると思うんですが、1つ経験した事例でいきますと、四国の吉海でもってやったときには、これは1.4haで、ここよりはだいぶ小さいんですが、約7万m³鉄鋼スラグが入ってしまっていて、最初は全部開口したまま一斉に掘ったんですが、雨が降るたびに大量の雨水がたまって、その雨水処理にめちゃくちゃお金がかかるということで、一たん工法を変えまして、全体をアスファルトで覆った上で、ブロックに分けながら、その掘り出すブロックだけあけて、そこを掘り出して、その掘り出しが終わったら、その部分をマサ土で埋めると。それをブロックを移動しながら施工していくという方法をとったわけです。これは意外と短期間で終わりました、当初は雨が降るたびにあたふたして、いつになっても終わらないという状況があったんですが、全面遮水、被覆しながら中をあけて取り出していくという方法によって、かえって工期が大幅に短縮された。約7万m³ですが、正味4カ月で全量撤去したということがございます。

そういう意味で言いますと、(4)のところ、全量撤去の場合には、まず区画設定をして、区画ごとに遮断壁が必要だろうと。区画ごとに遮断壁がないと、隣の区画から廃棄物や土砂が崩れ落ちてくるわけで、これは当然のことだと思えますが、この場合の区画ごとの遮断壁というのは、厳密な遮水性は必要ないので、深さにもよるんですが、場合によっては鋼矢板でも足りる場合があるだろうと。ただ、この場合、40mという深さを考えると、鋼矢板では無理かもしれないなど。ある程度掘ってからやるというのなら考えられると思うんですが、この辺は技術的な問題があるので、むしろ私どもも教えていただきたい部分だと思えます。

それから、全面遮水壁の場合も、当然地下水のモニタリング、浸透水のモ

モニタリングは必要だと考えています。ただ、コスト計算で拝見したモニタリングのやり方には、私もともと水モニタリングを一つの仕事にしておりましたので、大変不満があります。むしろ、年4回というような話ではなくて、1つは簡単な項目でも連続モニタリングが必要だろうと。連続モニタリングをした上で、必要に応じて細かい具体的な分析をする、そういう考え方を基本的にとるべきだと思っています。それから、被覆工の表面流出水については、モニタリングは原則不要だと思いますが、これも一応チェックした上でモニタリングの要、不要を決めるということが必要だろうと思っています。

掘削中あるいは埋め戻しその他の作業中の細かな粉じん、目で見えないような小さいものほど私は危険だと思っていますが、それに対する対策が当然必要で、四国でやった場合には、当初大型テントその他を検討したんですが、これはコストがかかり過ぎるから勘弁してくれと事業者に言われて、レインガンで常時水を吹きかけながらやるという方法をとったわけですが、これは先ほどテントによる方法を提案されていたようで、それができればそれでいいと思います。

それから、当然発生ガス対策が必要になるわけで、発生ガス対策については、先ほど検知管ということもおっしゃっていましたが、実はリアルタイムの携帯型の検知器で大変感度のいいものが幾つも今出ておりまして、そういう意味で言うと、GCMSのようなローボリュームサンプラーによる分析も当然必要ですが、通常はリアルタイム検知器のような方法で必要なガス分析をやりながら、ガス対策をやる部分を決めていくということが必要だろうと思います。

緊急対策、つまり周辺の遮水壁を全周につくった後の恒久対策ですが、これは先ほどお話ししたように、ブロックごとに分けて、年度ごとに計画を立てて、単年度予算の原則がありますから、年度ごとに施工区域を決めて順次着手していくと。その場合、先ほどからお話の出ているドラム缶その他のものについても、全量撤去ですから、そのブロックでもって発見されれば、当然それに応じた処理が必要になるということになります。やはり管理型あるいは遮断型処分場に持っていくと。物によっては中間処理が必要になるかもしれないと。

それから、7ページのところですが、焼却炉の解体撤去について先ほど伺ったんですけれども、解体撤去するかどうかということについては余り現時点では明確なお話がなかったようですが、全量撤去を前提とする限り、焼却炉を置いたまま全量撤去ということはあり得ないので、やはり早い時期に焼却炉の解体撤去をしないといけない。それで、どのくらい費用がかかるかということは1つ問題だと思うんですが、私が関与した事件の中で、相手方の事業者が破産してしまったんですが、結局破産財団でやったという例がありまして、これも資料につけさせていただきました。小田原のダックという産業廃棄物焼却炉で、1日22.4tという処理能力を持った焼却炉ですが、破産財団でやって、大体概算で2,000万円ぐらいでできたという報告書を今日

資料として出ささせていただいております。ですから、焼却炉の解体撤去は多分特措法の適用にならないと思いますので、そういう意味で言いますと、破産財団にまずやらせるのが筋だろうと。破産財団にそのぐらいの能力があるかどうか、早急に破産管財人との間で話をつけるべきではないかと思います。

それから、その他の問題として書いたのは、特措法が当然問題になっているわけですが、特措法と原状回復基金制度というのは、平成10年6月17日前と、それから17日を含めてそれ以降によってすみ分けをしているわけでありまして、今回の場合は、その両者にまたがる不法投棄かつ不適正処理という事例なので、両方の制度の適用が考えられないだろうかということが1つです。

それから、対策工法を決める、ここで一応の結論を出すに当たって、もう一度委員会でもって現地に行く。これは委員会の日と同じでもいいと思うんですが、やはり現地確認をするべきではないかと思っています。

対策工事の費用が大変大きな問題だと思うんですが、私どもの今回の提案ではそれができておりません。これは、今日いただいた資料をもとに、できる範囲でやってみたいと思っています。ただ、今日いただいたコストの内訳が、ここにあるだけでは不足で、どうやってこの重機の費用を出したのかとか、それから40mを掘る場合の土木技術の詳細も実は私どもわかっていないということで、その辺も教えていただきながら、私どもとしてもコスト計算をやってみて、ご提案できればと思っています。

あと、補足していただければと思います。

池田委員

池田からちょっとだけ補足いたします。

今回のご提案なんですけれども、事務局の方から出された提案は、あくまで一般的な工法としてこういうものがあるという整理なんですけれども、ここでは、あくまでもこの地元で、今住民の皆さんの委員の方たちがおっしゃっているように、住民の方たちがどういう気持ちを持っていらっしゃるか、どういう経緯でここまでに至ったかということ踏まえてご提案しています。

先ほどから県の方がおっしゃっているように、溶滓が埋まっていることも明らかだ、ドラム缶があることも把握している、焼却灰があることも把握している。けれども、今までそれを掘削調査してこなかったわけですから、今住民の方たちが安全に対して多大な不安と不信を抱えていらっしゃるわけです。そういうものを前提にすると、県の方で示された全量撤去以外の対策というのはあり得なくて、それが全部掘り出されて、こういうものがあって、こういう汚染があるとわかっているのであれば、それだけを除去するということはあり得ると思うんですけれども、この場合には、どこから何が出てくるかもわからない、調査するたびに出てくる汚染物質も違う、基準を超えていることもあれば超えていないこともあるというような状態ですから、やはり私どもが提案したような、若干時間と費用はそれ以外の方法に比べればかかるかもしれませんが、ここまで至った責任が県と市に - - 市も

いらっしゃるので言いにくいところではありますけれども、行政監督責任者、許認可権者としての責任があるという前提のもとで、どういうふうに地元の方に安全安心、信頼を回復していただくかということ踏まえないで、机上のコストパフォーマンスとかそういうものだけからは決して解決できないのではないかというのがこのご提案の前提にあるということは申し上げたいと思います。

早川委員

私からは3点あります。

先ほど山仲部長が、あそこは処分場なんだから、処分場の状態に戻せばいいじゃないかと言いましたけれども、それはちょっと違うんじゃないかと思えます。これは検証委員会の方で多分検討されていることだと思いますけれども、あそこはもともと健康運動公園になるはずだった。それで、市の議会でもちゃんと決定がされているわけです。ところが、それを無視して処分場が開設されて、今日までに至ったわけです。そこに至るまでの行政の責任という問題をしっかり踏まえた上での対策をとらなくてはいけない。地元住民としては、健康運動公園にしてくれよというのが願いでありまして、処分場に戻せというようなことは多分言っていない。だから、木村さんが前々から言っているように、廃止のところを持っていってくれと言っているのはそういうことなんです。ですから、最終的にあそこをどうするかというところは、検証委員会の議論がやっぱりしっかり必要だと思います。それを踏まえて我々も考えるべきですので、書いてあるように、検証委員会における議論と報告というのをしっかりやっていただきたいというのが1点目です。

それから、2点目ですけれども、先日、嘉田知事も来られて、現地説明会がありました。あの場には、市の環境調査委員会の専門委員の方がいらっしゃって、ちゃんと見ておられました。ところが、この対策委員会の専門委員の方は、私はお見かけしませんでした。行政に対する不信感というのはすごく募っているんです。行政が今後どうするか、まさにこれを今検討するところから、もう一回ほころびた信頼関係というのをつくり直していかなくてはいけない、しっかりしていかなくてはいけない。そのためには、やはり住民と一緒にやっていく。そういうことが積み重なってくれば、住民の不信感というのも少しずつぬぐえてくるのではないかなというふうに思っています。

あと、もう1つ考えていたんですけれども、今のところこの2つだけにとどめておきます。

岡村委員
長

ありがとうございます。

今のご提案の内容の大部分は、今直ちにこの場で決定できる問題ではありませんので、次回以降の審議に生かしていきたいと思えますけれども、何か事務局でつけ加えられる点はありますか。

横山委員

お三方の委員はご苦労さんだと思います。ただ、栗東市の対策委員会でも同じようなことをやっております、まだそういう対策についての議論にはならないなということと、お三方のようにスピードを持って対応ができなく

て、民主主義はやっぱり時間がかかりますから、いろんな意見が物すごく出ます。その中でも、やっぱり同じようなことをやっておりまして、今のところは方針程度しか出ていないというのが現実でございますが、そういう議論のためにも、梶山先生がおっしゃったコストですね。これは、全体で足してあって幾らだと言われましても非常に困るんです。だから、今は幾らと考えている、どういう論理でどうなっているということをもしお三方の方にご報告なされるのであれば、栗東市の方にもちゃんと報告をしていただけるとありがたいと思います。

岡村委員
長

それは、委員会全体に報告してくれないと思います。

早川委員

済みません。先ほど言おうかどうしようか迷ってやめたことをやっぱり言うことにします。

市の調査委員会の方で検討されている話の中で漏れ聞くところによると、ドラム缶を掘り出してほしい、そういう調査をしっかりとやってほしいということなんですが、1つ気になるのは、ドラム缶を取ったとしても、周りが汚染された廃棄物だと、せっかく埋め戻した良土もやがて汚染されてしまうんです。その辺をどういうふうにか考えるのかということです。ドラム缶だけではなくて、さまざまな汚染源が多分あるだろうと思いますから、そのことを踏まえた上で、今後市の調査委員会も改善策を出してくださると思いますけれども、ぜひ案をつくっていただきたいなと思います。

岡村委員
長

それでは、提案について何か事務局でつけ加えられる点がありましたら、なければ結構ですけれども。例えば、応用地質の出席の問題とか……。

池田委員

今日お配りいただいたA4のコストの資料なんですけれども、1ページ目のところに各工法ごとの試算が出ています。一番上の全量撤去の部分なんですけど、イニシャルコストとして237億と。これは、私どもの方では、緊急対策としてどこまで、それ以降はブロックごとに各年度ごとの単年度でやるべきことをやっていくというふうになっているので、この工法でイニシャルコストで単年度で237億というのはあり得ないことだと思うので、この辺をもう少し……。まず何をやって、当然1年で全部できるわけではないので、その辺をしっかりと示さないと、やたら大きいというイメージだけが残るといった感じがしてしまうので、その辺ももうちょっと現実的な内容を示していただきたいと思います。

山仲部長

いろいろご提案いただいて、参考にさせていただきたいと思っておりますし、私どもの案をまた練り直していきたいと思っております。

それで、今池田先生がおっしゃったのもっともで、私たちも全部情報は出そうと思っています。現在想定されているのも、いわゆるフィジビリティスタディーレベルで積み上げているわけで、もっとこういう方法があるとおっしゃっていただけたら、それはまた修正させていただいたり、あるいは双方に情報を共有化させていただきたいと思っています。

ただ、もともと生活環境保全上の支障もまだきちっとしていないから、こ

の案の方が具体化がないのであって、問題が明らかになれば、それに見合った、それぞれもう少し精度の高い積算ができるだろうと思っていますし、それについては、またそれぞれ皆さん方になるべくわかりやすく……。イニシャルというのは、いわゆる単年度という意味ではなしに、後のフォローアップと比べて、当初の数年間、一番左だと12年間に要する経費という意味のイニシャルです。またそれは今後詰めさせていただきたいと思っています。

岡村委員
長
梶山委員

それでは、議題(4)のその他ですけれども、事務局から掘削調査について……

済みません。ちょっとよろしいですか。

これはむしろお願いなのですが、今日いただいたコストの表がありますよね。例えば、2ページを拝見しますと、イニシャルコストとして掘削、数量が40万、単価200、直接工事費が掛けて幾らという形で出ているんですが、40万というのはそれなりに根拠があるんでしょうけれども、例えば単価200とか、これは具体的にどういう工法をもとにして積算したのか、それを少し説明を加えていただきたいんです。それから、分別等についても、分別機というのが出ていますが、これも一つのイメージとして、現存する分別機というものをイメージした上で積算されていると思うんですが、その辺もできるだけ具体的に説明を加えたものをいただきたい。あと、すべて同じなんですけれども、廃棄物運搬は、例えば積算資料集なんかには、廃棄物運搬100kgで幾らという滋賀県の平均を出しているようなものがありますが、どういう資料でもってこういう積算を出されたのか。それと、廃棄物処分は、管理型を多分想定されているんだと思いますが、立米当たり2万円と。2万円というのは、本当にこれでいくのかなというのは私自身疑問を持っていますけれども、今例として申し上げたように、積算根拠、それから具体的にどういう方法を想定されているのか。多分相当アバウトなレベルだと思うので、その限度で結構なんですけれども、できるだけ具体的なものをいただきたいと思っています。

岡村委員
長
池田委員

よろしくご配慮願います。

1点だけちょっとよろしいでしょうか。

根幹的なことを申し上げてしまって、ちゃぶ台をひっくり返すようになってしまうかもしれないんですけれども、生活環境上の支障で、例えばフッ素、ホウ素、ヒ素、水銀が地下水基準を超えていると。そのレベルの議論というのは、特措法適用上必ず必要だとは思いますが、このケースについては、この処分場の存在そのものが生活環境上の支障であるというぐらい腹をくくらないと、根本的な解決は非常に難しいと思うんです。フッ素とホウ素と何と何がどう基準を超えているかというような話は切りがないというふうに、かなり議論を集約していかないと、そこを決めてからでないという対策ができないというレベルの話ではないのではないかなと思うんですけれども。

岡村委員

それは、ご意見はご意見として承っておきます。

(4)
その他
RD最終
処分場の
掘削調査
について

長
上田室長

では、お願いいたします。

そうしたら、次の議題のRD最終処分場の掘削調査についてご説明をさせていただきます。

この掘削調査につきましては、第3回の対策委員会の中で、掘削調査について、場所は決まっておりますけれどもということでご説明をさせていただいた内容でございます。

それで、四角の2つ目を見ていただきたいんですが、掘削箇所の決定についてということで、1つは埋立経緯・状況の把握ということで、許可・申請関係書類、航空写真、県の指導記録、RD社の報告資料、そういうものをもとに埋立経緯と状況の把握をしていきたい。これは、前回の対策委員会の中でもちょっと時間がなくて説明できなかったんですが、次回のときに説明させていただきたいと思いますが、航空写真で、どのような経緯でこの処分場が埋め立てされてきたということの説明、それから量はどのようなものであるかということをもとに把握したい。

そして、元従業員さんへの照会ということで、元従業員さんに対して文書照会を行う。そして、場合によっては聞き取り調査もお願いしたい。

もう1つは、元従業員さんの証言ということで、これは陳述書と住民団体さんからの資料提供がございまして、実はこのファイルに全部あるんですが、また必要とおっしゃる委員の皆さんにはお配りさせていただきたいと思っております。

それから、追加調査結果。これは、ボーリング調査をいたしたわけですが、廃棄物の分析、浸透水の分析、ガス調査、それから先ほどもありましたけれども、焼却灰のようなものが出てきたというような中で、その追加調査の結果を見る。

それから、RD社の資料ということで、実はRD社の管理資料を私ども破産管財人から預かっております。その資料の中身を確認している状況でございます。

それで、からの資料の総合的な検討をいたしまして、対策委員会で審議していただきまして、そしてドラム缶等違法廃棄物の埋立時期及び埋立箇所の推定、こちら辺でこれぐらい掘るべきではないかというふうなご議論をいただいて、掘削箇所及び掘削方法の決定をしてみたいと思っております。

掘削の時期でございますが、現在、9月上旬をめどに、元従業員さん、回答いただいている方もおられるわけですが、約96名に対する文書照会をいたしております。その中の一部につきましては、聞き取り調査も実施しております。また、追加調査の結果は9月中旬 - - ダイオキシン類の分析結果は9月中になりますが - - まだに判明する予定でございます。これらの調査結果とこれまで実施してきた埋立経緯、状況把握などの調査結果とあわせて、具体的な掘削箇所のご検討をいただいて、そして10月には掘削調査に着手したいという思いがございまして、掘削調査結果は、掘削量にもよ

りますけれども、できましたら11月中旬ごろまでには取りまとめていく必要があるのではないかと考えております。

裏面をごらんいただきたいと思います。先ほど申し上げました元従業員さんの証言ということで、今私どもが持っておりますのは、陳述書、平成12年3月13日のもの、それから陳述書、平成12年3月19日のものがございます。あと、資料として、「恐るべき、産業廃棄物処理場「RDエンジニアリング」の実態 証言集」、平成11年に出されたもの、「何でも埋めたから大変なことになる これは掘った方がいい RD産廃処分場証言集(第2集)」、それから「証言集(第3集)自分の土地で何をしようとする自由であるとする(RDエンジニアリング) - 巨大化したRDから受けた被害とそれと闘う住民を描く - 」、それから「1,000本以上のドラム缶が埋まっている - 中身は廃油、廃シンナー、廃塗料など - 証言2」というものを、現在私どもで中身を確認させていただいているという状況でございます。

以上、掘削調査の方法と今後のスケジュールについてご説明をさせていただきました。

岡村委員
長

ただいまのご説明について何かご質問、ご意見ございませんか。

早川委員

どのぐらいの規模を想定されているんですか。それも今後考えていくということなんですか。証言によると、30mぐらい掘って埋めたという話が聞こえてきていますけれども、30m掘るといって、かなり大きな穴を掘らないとわからないと思うんですけれども、そのあたりはどういう考えなんでしょうか。

上田室長

もう少し元従業員さんの照会をしていって考えていく必要があると思うんですが、例えば中央部に30m掘ったというふうな証言でありますと、この間の - - まだ説明させていただけなかったんですが - - 航空写真とか、私どもの埋め立て関係書類から見ますと、あそこは当初から一番最初に進んでいるところなんです。だから、そこで30m掘るといってはなかなか難しいかなと。それがおかしいかはわかりませんが、もう少し調べたい。本当に30mということになりますと、深掘り箇所と同じになります。深掘り箇所もたしか30mぐらいで、3段掘りか4段掘りか何かでやっていました。あれだと、あそこの処分場いっぱいのごみになりました。掘るときと出てからでは大きさが違います。だから、処分場中央部で30m掘ったということになると、それはいつかとか、そこら辺のことをもう少し伺いし、もしくは私どもも調べないと、何とも断定できないと思ひまして、今、早川委員のご質問の中で、ボーリングはどれぐらいを考えているかということじゃなくて、実はこれぐらいに終わりたいと。スケジュール的に、当初1年でこの対策委員会のご検討をいただきたいという思いの中でつくって見たもので、深掘り箇所になりますと、掘るだけで3カ月以上かかっておりました。そういうふうなことでございます。

梶山委員

こういう調査は当然必要だと思ひますが、簡単に言うと、全体の対策工との関係で、全量撤去を前提とするのであれば、まず掘削の前に全周に遮水

壁をつくる、それが当然必要だろうと。仮に 30m 深掘りすれば、そこは大変乱されるわけで、悪い水がどっと出るということも考えられるわけで、まず全周の遮水壁をつくった上で、全量撤去を前提とする場合に、当然こういう情報はあった方がいいに決まっていますけれども、全量撤去ですから、基本的に全部撤去してしまうと。しかも、ここで聞き取り調査とか証言で出てきたものがすべてかという、これは決してすべてじゃないはずで、そういう意味で言うと、こういう部分だけ取ればいいという考えは成り立たないはずで、優先的にやるという意味ならわかりますけれども、やはりまず対策工法を、全量撤去なのか、あるいはそれ以外なのかという部分を決めて、早急に緊急対策をとるのが先決問題ではないかと思います。

池田委員

今のご意見はごもっともなことだと思います。

それともう一つ、非常に基本的な疑問として、裏側の 2 ページ目の従業員の方たちの証言、陳述書というのは平成 11 年から 13 年に出されているものですよね。もしこれがうそかもしれない、信憑性が怪しいということはあったにしても、本当かもしれないと。そうしたら、非常にゆゆしきことが当然想定されるわけで、なぜそれが今まで七、八年も放置されていたのかという理由をちょっと聞きたいんですけれども。

上田室長

当時の県は、1 次情報が欲しかったというふうに聞いております。だから、そういう証言について、お会いさせていただいて、そして確認した上で調査をやりたいというふうな姿勢で臨んでおられたと聞いています。この従業員さんの中では、これを出された団体さんは、とても県の職員に会わせられないというふうなことであったと聞いております。これは 2 次情報になっておりまして、私どもが直接確認したというものではないということでございます。状況的に言いますと、平成 13 年から県は改善命令をかけていて、R D 社に対していろんな事業をさせてきた。そして、終わった時点、平成 17 年 6 月 30 日に終わったんですが、それ以降、こういうお話もございますので、R D 社を指導して、R D 社に西市道側の掘削調査を実施させたという経過がございます。

それと、先ほどの梶山委員のご意見ですが、私どもは調査をして対策工をつくりたいというふうに考えておりまして、過去の経過の中で 10 万 t ほど廃棄物を動かしている実績もございまして、それを分析している実績もございまして、そういうものが果たしてすべて全量撤去に該当するのかどうかというふうな議論もやっぱりしていただく必要があると思っておりますので、全量撤去するんだからもういいじゃないかという話にはならないと思っております。

岡村委員
長

全量撤去かどうかはまだ未決定の問題でして、したがって、それをせずにこういう調査をするのはおかしいということにはならないと思っておりますので、私個人としてはこういう方向で調査を進めていただくことを了とするしかないかなと思っております。

早川委員

私は職場が教育学部なので、その例えで言わせてもらいますけれども、A ちゃんが B ちゃんをいじめていたと。C ちゃんが先生に言ったと。でも、い

じめたAちゃんか、いじめられたBちゃんが言ってこなければ先生は動きませんと、そういう教師がいたら失格です。間接的だろうが何だろうが、これだけちゃんと行政の方に訴え出てきたわけですから、それは調べるのが当然で、調べなかったということの責任は当然検証委員会の中で問われるべきだろうと私は思います。

それからもう1つは、いずれにしろこの調査は公費を使います。公費を使う以上、効率的な形で使ってもらいたい。皆さんの税金ですから、それは当たり前だと思います。大規模な調査をするんだったら、対策したのとほとんど同じになってしまいます。それだったら、対策しつつ調査すればいいと思います。調査のための調査のような無駄な使い方はやめていただきたいと思います。

上田室長
梶山委員

早川委員がおっしゃるように、効率的にやっていきたいと思っております。ちょっと誤解があるようですが、私は調査自体を決して否定していません。それはそれで大いにやっていただいて結構なんです。ただ、調査して掘削するということになると、当然そこは地下水汚染を招くので、要するに同時並行的に、調査は調査で必要ですけれども、同時に地下水汚染が拡散しないような手を打ちながら実際に掘削等をやっていくないと、後に禍根を残すことになりまますから、まず何をやるべきかという議論を緊急にやって、調査はもちろん同時に大いにやっていただく。それはそれで結構なことだと思っています。

當座委員

掘削調査に関して、ドラム缶を深いところに埋めたという従業員の方の話を間接的にですけれども聞いていると、やっぱり深くまで調べていただくような掘削と。そうすれば、トレンチ掘りとかいう工法ではちょっと深度的に無理なのかなと思いますし、ケーシング調査なり、片方では深くまで掘っていただく調査と、あとは今回の追加調査のボーリング調査の立ち会いをさせてもらっていて思ったんですけれども、D-3というところは割と上の方で焼却灰らしきものが見つかって、分析の結果を待たないと、どれぐらいの濃度のものが出てきているのかわからないんですけれども、そういうところもありますので、浅く掘削してみるところと深く調べてみるところと2つ必要なのではないかというふうに今のところ思っています。

上田室長

資料の から までのことを調べて、そして掘削、例えば重機による方法もありましょうし、ケーシングの方法もありましょうし、そこら辺はもう一度対策委員会におかけさせていただきますし、その中でまたご議論いただければ結構だと思います。今、私ども、まだ調査未了の部分がございまして、こういう形でこうだという案が示せない段階ではご説明できませんので、その点はご了解いただきたいと思っております。

山仲部長

今心配していただいているように、私たちも無駄なことはしたくないので、こういった情報を集めて、こういう場所をこの深さでいつ掘りましょうということで、皆さん方にまたご意見いただきます。ですから、全部の情報を含めた上で、現場で対応したいと思っております。

	當座委員	掘削調査とはちょっと関係のない、前回の対策委員会の中での話なんですけれども、分析に関して、溶出分析と含有分析というお話の中で、含有分析の方を梶山先生から提案していただけたということでしたし、お聞かせいただけたらありがたいんですけども。
	梶山委員	済みません。それは全く頭になかったわけではないんですが、今日は具体的に用意してきておりません。次回の宿題にしてください。
	岡村委員長	ということで、掘削調査は10月に着手ということで、それまでに対策委員会がまたあると思いますので、一応こういう計画で進めていただきたいと思います。
	早川委員	深掘り穴の工事のときに問題になった点、ご承知のことだろうと思いますけれども、どの程度の掘削調査をするのかわかりませんが、大量に掘り出した場合、かつては埋めてもよかったものであっても、今では基準で埋めてはいけないものが中には当然含まれているわけです。それを再び埋め戻すのかどうか。これは、前國松知事は埋め戻してもいいという判断で埋め戻して、そして住民から刑事告発を受けました。その辺、現時点ではどういうふうを考えているのか、あるいは今後検討するつもりなのかわかりませんが、よろしく願いいたします。
	中村主席参事	前回もお答えしたと思うんですけども、今回の掘削調査につきましては、あくまでも改善のための工事ということであって、廃棄物処理法で言う埋立処分でないというふうなことから、そういった法的な適用はされないというふうに理解しております。
	岡村委員長	できればこれはこれぐらいにしたいと思いますので、ほかの点について何か委員の先生方ご発言はないでしょうか - -。
(4)	司会	なければ、事務局の方、事務連絡等はございますでしょうか。 長時間熱心にご議論いただきまして、どうもありがとうございます。 最後に、事務連絡といたしまして、資料の中に入れておりました次回以降の開催の日程の連絡表でございますけれども、対策工についてのご議論をいただくためにたくさんの先生方にお集まりいただきたいということで、今回、土日、祝日関係なしで調整をさせていただきます。土日の開催という可能性もございますけれども、その辺ご了承いただきたいと思いますので、8月27日までに事務局の方まで送り返していただきますよう、よろしく願いいたします。
その他		以上です。
3.	岡村委員長	どうもありがとうございました。では、今日はこれで閉会といたします。
閉会		

以 上